## 6.2 社会的状况等

## 6.2.1 人口及び産業

## (1) 人口

平成 26 年 6 月末日の仙台市全体, 仙台市宮城野区及び多賀城市の人口・世帯数及び人口密度は表 6.2-1 に示すとおりであり,仙台市全体が人口 1,041,839 人,世帯数 482,757 戸,人口密度 1,326 人/km², 仙台市宮城野区が人口 186,441 人,世帯数 87,823 戸,人口密度 3,209 人/km²,多賀城市が人口 62,446 人,世帯数 25,627 戸,人口密度 3,178 人/km²となっている。

仙台市全体,仙台市宮城野区及び多賀城市の人口及び世帯数の推移は表 6.2-2 及び表 6.2-3 に示すとおりであり,平成 22 年度~平成 26 年までの 5 年間の人口及び世帯数は仙台市全体については増加傾向,仙台市宮城野区及び多賀城市については,平成 22 年から平成 23 年に増加したのち,平成 24 年に一度減少し,平成 25 年,平成 26 年で増加している。また,計画地が位置する宮城野区における一世帯あたりの人員は仙台市全体よりも少なく,平成 26 年度では,宮城野区で 2.13人となっている。

表 6.2-1 人口・世帯数・人口密度(平成 26 年 6 月末,住民基本台帳人口)

市町村名		人口(人)	世帯数	人口密度	
川川村石	総数	男	女	(戸)	(人/k㎡)
仙台市	1, 041, 839	505, 226	536, 613	482, 757	1, 326
(宮城野区)	186, 441	91, 452	94, 989	87, 823	3, 209
多賀城市	62, 446	31, 309	31, 137	25, 627	3, 178

出典:「平成26年(2014)6月末現在日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 6.2-2 人口・世帯数の推移(各年3月末,住民基本台帳人口,仙台市全体及び仙台市宮城野区)

年次	人口 (人)			<b>帯数</b> ヺ)	1 世帯あたり人員 (人/戸)		
, ,	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	
平成 22 年	1, 010, 256	183, 307	450, 909	83, 936	2. 24	2. 18	
平成 23 年	1, 011, 592	183, 397	454, 376	84, 453	2. 23	2. 17	
平成 24 年	1, 020, 241	182, 457	462, 728	84, 333	2. 20	2. 16	
平成 25 年	1, 029, 600	183, 905	470, 924	85, 508	2. 19	2. 15	
平成 26 年	1, 036, 869	185, 484	478, 410	86, 965	2. 17	2. 13	

出典:「平成22年(2010)3月末住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)

「平成23,24年(2011,2012)3月末現在住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)「平成25,26年(2013,2014)3月末現在日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 6.2-3 人口・世帯数の推移(各年3月末,住民基本台帳人口,多賀城市)

年次	人口 (人)	世帯数(戸)	1 世帯あたり人員 (人/戸)
平成 22 年	62, 658	24, 491	2. 56
平成 23 年	62, 289	24, 540	2.54
平成 24 年	61, 166	24, 200	2. 53
平成 25 年	61, 524	24, 582	2.50
平成 26 年	61, 756	24, 988	2. 47

出典:「平成22年(2010)3月末住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)

「平成 23, 24 年 (2011, 2012) 3 月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

「平成 25, 26 年(2013, 2014) 3 月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

仙台市, 仙台市宮城野区及び多賀城市の人口動態の推移は, 表 6.2-4, 表 6.2-5 及び表 6.2-6 に示すとおりである。

平成 26 年の自然動態は、仙台市全体で 17 人の減少、宮城野区で 55 人の増加、多賀城市で 15 人の増加であった。

平成 26 年の社会動態は、仙台市全体で 3,361 人、宮城野区で 658 人,多賀城市で 195 人の減少であった。

表 6.2-4 人口動態の推移(仙台市全体)

単位:人

年光	「口供付ひ計	自然増減			社会増減			
平	年次 人口増減合計	計	出生	死亡	計	転入	転出	
平成 22 年	-2, 613	132	_	_	-2, 745		_	
平成 23 年	-4, 457	-494	708	1, 202	-3, 963	6,622	10, 585	
平成 24 年	-3, 872	64	774	710	-3, 936	10, 937	14, 873	
平成 25 年	-4, 479	128	770	642	-4, 607	10, 357	14, 964	
平成 26 年	-3, 378	-17	711	728	-3, 361	11,844	15, 205	

出典:「平成22年(2010)3月末住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)

「平成23,24年(2011,2012)3月末現在住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課) 「平成25,26年(2013,2014)3月末現在日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 6.2-5 人口動態の推移(仙台市宮城野区)

単位:人

年次	人口増減合計		自然増減			社会増減			
千久	八口增恢宣司	計	出生	死亡	計	転入	転出		
平成 22 年	-530	52	_	_	-582	_	_		
平成 23 年	-950	-134	171	305	-816	1, 247	2, 063		
平成 24 年	-735	43	169	126	-778	2,069	2, 847		
平成 25 年	-894	86	190	104	-980	1, 975	2, 955		
平成 26 年	-603	55	159	104	-658	2, 281	2, 939		

出典:「平成22年(2010)3月末住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)

「平成 23,24年(2011,2012)3月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

「平成25,26年(2013,2014)3月末現在日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

表 6.2-6 人口動態の推移(多賀城市)

単位:人

年次	JEA4KHUUJ		自然増減			社会増減			
年次 人口増減合計		計	出生	死亡	計	転入	転出		
平成 22 年	-223	0	_		-223	_	_		
平成 23 年	-491	-106	40	146	-385	286	671		
平成 24 年	-279	13	52	39	-292	523	815		
平成 25 年	-177	11	50	39	-188	632	820		
平成 26 年	-180	15	55	40	-195	639	834		

出典:「平成22年(2010)3月末住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県企画部統計課)

「平成 23, 24 年(2011, 2012)3 月末現在 住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課) 「平成 25, 26 年(2013, 2014)3 月末現在 日本人住民基本台帳人口及び世帯数」(宮城県震災復興・企画部統計課)

計画地が位置する地域の人口等について、岩切小学校区をみると、表 6.2-7、図 6.2-1 に示すように、平成 16 年に比べ平成 25 年においては人口が増加しており、特に 0~9 歳、35~44 歳及び80 歳以上の人口増加が大きい。また、表 6.2-8 に示すように、岩切小学校区における世帯の構成員数は仙台市全体及び仙台市宮城野区より多い、2.50 人/世帯となっている。高齢化率は、仙台市全体より低く、宮城野区より高い 18.93%であった。なお、岩切小学校の通学区域は図 6.2-2 に示すとおりである。

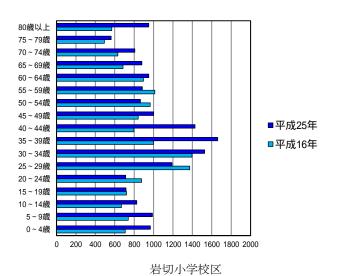
表 6.2-7 年代別人口

単位:人

小学校区	年	合計	0~4歳	5~9 歳	10~14歳	15~19歳	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳
岩切	平成 16 年	14, 382	708	739	669	721	876	1, 374	1, 397	999
小学校区	平成 25 年	16, 924	967	989	827	716	714	1, 190	1 527	1, 662

小学校区	年	40~44歳	45~49 歳	50~54歳	55~59 歳	60~64 歳	65~69 歳	70~74歳	75~79 歳	80 歳以上
岩切	平成 16 年	798	842	966	1014	897	686	633	494	569
小学校区	平成 25 年	1, 428	1,000	865	885	951	880	808	564	951

出典:地域情報ファイル(仙台市HP: http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html)



出典:地域情報ファイル(仙台市 HP: http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html)

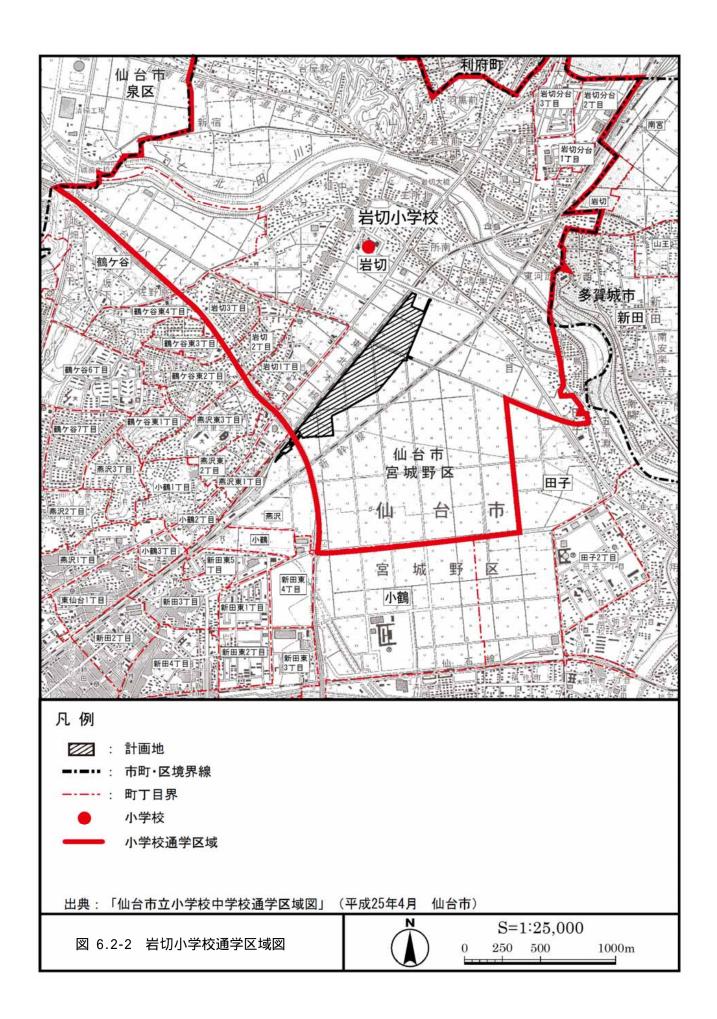
図 6.2-1 年代別人口

表 6.2-8 世帯と高齢化の状況

区分	岩切小学校区						
<b>卢</b> ガ	岩切小学校区	宮城野区	仙台市				
世帯数	6, 759	87, 137	475, 400				
構成員数	2.50	2. 19	2. 18				
65 歳以上人口	3, 203	33, 308	222, 002				
うち 75 歳以上人口	1, 515	15, 956	106, 565				
高齢化率	18. 93	17. 99	21. 44				

出典:地域情報ファイル

(仙台市 HP: http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/index.html)



## (2) 産業

## ア 産業分類別就業者数

仙台市及び多賀城市の産業分類別就業者数及び産業分類構成比は,表 6.2-9 及び表 6.2-10 に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における全就業者数は 459, 480 人で,第一次産業 4,005 人(0.87%),第二次産業 67,162人(14.6%),第三次産業 388,313人(84.5%),他に分類されない公務 17,816人(3.88%)となっている。産業分類別就業者数の割合は,第三次産業が最も高く,次いで第二次産業であり,第一次産業は 1%程度である。また,平成 17 年からの就業者の割合の推移をみると,第一次・第二次産業が減少している。第一次~第三次産業の産業分類別の推移においても,就業者数が増加しているのは,第二次産業の「鉱業,採石業,砂利採取業」(増加率 32.6%),次いで第三次産業の「医療,福祉」(増加率 19.1%)で,第三次産業の「複合サービス事業」は-51.8%と大きく減少している。

表 6.2-9 産業分類別就業者数及び産業分類構成比(仙台市)

	表 6.2-9 産業分類別 年次		22 年		<u>ロロ)</u> 17年	平成 17 年
						~平成 22 年
産業分類	(大分類)	就業者数 (人)	構成比	就業者数	構成比	増加率(%)
	農業,林業	3, 946	(%) 0,86	(人) 4,880	(%) 1.05	<b>(※)</b> −19. 1
第一次		59		•		
産業	漁業		0.01	113	0. 02	-47. 8
	小計	4, 005	0.87	4, 993	1. 07	-19.8
	鉱業,採石業,砂利採取業	61	0.01	46	0. 01	32. 6
第二次	建設業	37, 336	8.13	43, 868	9. 44	-14. 9
産業	製造業	29, 765	6.48	28, 840	6. 21	3. 2
	小計	67, 162	14.6	72, 754	15. 7	-7. 7
	電気・ガス・熱供給・水道業	3, 967	0.86	3, 429	0.74	15. 7
	情報通信業	16, 695	3.63	15, 761	3. 39	5. 9
	運輸業,郵便業	26, 850	5.84	24, 383	5. 25	10. 1
	卸売業,小売業	97, 709	21.3	108, 420	23.3	-9.9
	金融業, 保険業	14, 705	3.20	13, 914	2.99	5. 7
	不動産業,物品賃貸業	12, 562	2.73	12, 675	2.73	-0.9
	学術研究,専門・技術サービス業	18, 408	4.01	17, 436	3.75	5. 6
第三次	宿泊業,飲食サービス業	32, 172	7.00	32, 551	7.00	-1.2
産業	生活関連サービス業,娯楽業	17, 473	3.80	18, 141	3.90	-3. 7
	教育,学習支援業	28, 914	6. 29	28, 611	6. 16	1. 1
	医療, 福祉	49, 176	10.7	41, 284	8.88	19. 1
	複合サービス事業	1, 939	0.42	4, 022	0.87	-51.8
	サービス業(他に分類されないもの)	34, 555	7.52	38, 759	8. 34	-10.8
	公務(他に分類されるものを除く)	17, 816	3.88	18, 195	3. 92	-2. 1
	分類不能の産業	15, 372	3.35	9, 392	2.02	63. 7
	小計	388, 313	84. 5	386, 973	83.3	0.3
合計		459, 480	100.00	464, 720	100.0	-1. 1

※:(增加率)=(平成22年就業者数-平成17年就業者数)/(平成17年就業者数)×100

出典:「平成17年,平成22年国勢調査」(総務省統計局)

多賀城市の平成 22 年における全就業者数は 29,930 人で,第一次産業 326 人(1.09%),第二次産業 6,028 人(20.1%),第三次産業 23,576 人(78.8%),他に分類されない公務 2,677 人(8.94%)となっている。産業分類別就業者数の割合は,第三次産業が最も高く,次いで第二次産業であり,第一次産業は 1%程度である。また,平成 17 年からの就業者の割合の推移をみると,第一次・第二次・第三次産業のすべての産業について減少している。第一次〜第三次産業の産業分類別の推移においても,就業者数が増加しているのは,第三次産業の「学術研究,専門,技術サービス業」(増加率 15.8%),次いで第三次産業の「医療,福祉」(増加率 11.2%)で,第二次産業の「鉱業,採石業,砂利採取業」は-88.9%と大きく減少している。

表 6.2-10 産業分類別就業者数及び産業分類構成比(多賀城市)

産業分類(大分類)         成業者数 (人)         構成比 (%)         就業者数 (人)         構成比 (%)         は (%)         財 (人)         財 (%)         構成比 (%)         財 (%)         日 (%)         日 (%)         日 (%)         日 (%)         日 (次)         日 (次	平成 17 年 ~平成 22 年
第一次 産業     漁業 小計     23     0.08     -     -       小計     326     1.09     450     1.48       鉱業,採石業,砂利採取業     1     0.00     9     0.03       建設業     2,656     8.87     3,132     10.3       製造業     3,371     11.3     3,168     10.4       小計     6,028     20.1     6,309     20.7       電気・ガス・熱供給・水道業     270     0.90     262     0.86       情報通信業     483     1.61     621     2.04       運輸業,郵便業     2,714     9.07     2,629     8.64       卸売業,小売業     5,504     18.4     6,141     20.2       金融業,保険業     571     1.91     621     2.04       不動産業,物品賃貸業     498     1.66     522     1.72       学術研究,専門・技術サービス業     834     2.79     720     2.37       第三次     電泊業,飲食サービス業     1,607     5.37     1,504     4.94       生活関連サービス業,娯楽業     1,030     3.44     1,036     3.41       教育,学習支援業     1,160     3.88     1,171     3.85       医療,福祉     2,543     8.50     2,286     7.51       複合サービス事業     155     0.52     225     0.74	曽加率(%) ( <b>※</b> )
産業     23     0.08     -     -       小計     326     1.09     450     1.48       鉱業,採石業,砂利採取業     1     0.00     9     0.03       建設業     2,656     8.87     3,132     10.3       農業     2,656     8.87     3,132     10.3       小計     6,028     20.1     6,309     20.7       電気・ガス・熱供給・水道業     270     0.90     262     0.86       情報通信業     483     1.61     621     2.04       運輸業,郵便業     2,714     9.07     2,629     8.64       卸売業,小売業     5,504     18.4     6,141     20.2       金融業,保険業     571     1.91     621     2.04       不動産業,物品賃貸業     498     1.66     522     1.72       学術研究,専門・技術サービス業     834     2.79     720     2.37       第三次     宿泊業,飲食サービス業     1,607     5.37     1,504     4.94       生活関連サービス業,娯楽業     1,030     3.44     1,036     3.41       教育,学習支援業     1,160     3.88     1,171     3.85       医療,福祉     2,543     8.50     2,286     7.51       複合サービス事業     155     0.52     225     0.74	-32. 7
小計   326   1.09   450   1.48	_
第二次 建設業 2,656 8.87 3,132 10.3 製造業 3,371 11.3 3,168 10.4 小計 6,028 20.1 6,309 20.7 電気・ガス・熱供給・水道業 270 0.90 262 0.86 情報通信業 483 1.61 621 2.04 運輸業,郵便業 2,714 9.07 2,629 8.64 卸売業,小売業 5,504 18.4 6,141 20.2 金融業,保険業 571 1.91 621 2.04 不動産業,物品賃貸業 498 1.66 522 1.72 学術研究,専門・技術サービス業 834 2.79 720 2.37 第三次 産泊業,飲食サービス業 1,607 5.37 1,504 4.94 生活関連サービス業,娯楽業 1,030 3.44 1,036 3.41 教育,学習支援業 1,160 3.88 1,171 3.85 医療,福祉 2,543 8.50 2,286 7.51 複合サービス事業 155 0.52 225 0.74	-27.6
産業     製造業     3,371     11.3     3,168     10.4       小計     6,028     20.1     6,309     20.7       電気・ガス・熱供給・水道業     270     0.90     262     0.86       情報通信業     483     1.61     621     2.04       運輸業,郵便業     2,714     9.07     2,629     8.64       卸売業,小売業     5,504     18.4     6,141     20.2       金融業,保険業     571     1.91     621     2.04       不動産業,物品賃貸業     498     1.66     522     1.72       学術研究,専門・技術サービス業     834     2.79     720     2.37       第三次     宿泊業,飲食サービス業     1,607     5.37     1,504     4.94       生活関連サービス業,娯楽業     1,030     3.44     1,036     3.41       教育,学習支援業     1,160     3.88     1,171     3.85       医療,福祉     2,543     8.50     2,286     7.51       複合サービス事業     155     0.52     225     0.74	-88.9
小計   6,028   20.1   6,309   20.7     電気・ガス・熱供給・水道業   270   0.90   262   0.86     情報通信業   483   1.61   621   2.04     運輸業,郵便業   2,714   9.07   2,629   8.64     卸売業,小売業   5,504   18.4   6,141   20.2     金融業,保険業   571   1.91   621   2.04     不動産業,物品賃貸業   498   1.66   522   1.72     学術研究,専門・技術サービス業   834   2.79   720   2.37     宿泊業,飲食サービス業   1,607   5.37   1,504   4.94     生活関連サービス業,娯楽業   1,030   3.44   1,036   3.41     教育,学習支援業   1,160   3.88   1,171   3.85     医療,福祉   2,543   8.50   2,286   7.51     複合サービス事業   155   0.52   225   0.74	-15.2
電気・ガス・熱供給・水道業 270 0.90 262 0.86 情報通信業 483 1.61 621 2.04 運輸業,郵便業 2,714 9.07 2,629 8.64 卸売業,小売業 5,504 18.4 6,141 20.2 金融業,保険業 571 1.91 621 2.04 不動産業,物品賃貸業 498 1.66 522 1.72 学術研究,専門・技術サービス業 834 2.79 720 2.37 宿泊業,飲食サービス業 1,607 5.37 1,504 4.94 生活関連サービス業,娯楽業 1,030 3.44 1,036 3.41 教育,学習支援業 1,160 3.88 1,171 3.85 医療,福祉 2,543 8.50 2,286 7.51 複合サービス事業 155 0.52 225 0.74	6. 4
情報通信業 483 1.61 621 2.04 運輸業,郵便業 2,714 9.07 2,629 8.64 卸売業,小売業 5,504 18.4 6,141 20.2 金融業,保険業 571 1.91 621 2.04 不動産業,物品賃貸業 498 1.66 522 1.72 学術研究,専門・技術サービス業 834 2.79 720 2.37 第三次 宿泊業,飲食サービス業 1,607 5.37 1,504 4.94 整工活関連サービス業,娯楽業 1,030 3.44 1,036 3.41 教育,学習支援業 1,160 3.88 1,171 3.85 医療,福祉 2,543 8.50 2,286 7.51 複合サービス事業 155 0.52 225 0.74	-4.5
運輸業,郵便業       2,714       9.07       2,629       8.64         卸売業,小売業       5,504       18.4       6,141       20.2         金融業,保険業       571       1.91       621       2.04         不動産業,物品賃貸業       498       1.66       522       1.72         学術研究,専門・技術サービス業       834       2.79       720       2.37         第三次       宿泊業,飲食サービス業       1,607       5.37       1,504       4.94         生活関連サービス業,娯楽業       1,030       3.44       1,036       3.41         教育,学習支援業       1,160       3.88       1,171       3.85         医療,福祉       2,543       8.50       2,286       7.51         複合サービス事業       155       0.52       225       0.74	3. 1
卸売業, 小売業       5,504       18.4       6,141       20.2         金融業,保険業       571       1.91       621       2.04         不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業       498       1.66       522       1.72         学術研究,専門・技術サービス業       834       2.79       720       2.37         第三次 産業       1,607       5.37       1,504       4.94         生活関連サービス業,娯楽業       1,030       3.44       1,036       3.41         教育,学習支援業 医療,福祉       2,543       8.50       2,286       7.51         複合サービス事業       155       0.52       225       0.74	-22.2
金融業,保険業 571 1.91 621 2.04 不動産業,物品賃貸業 498 1.66 522 1.72 学術研究,専門・技術サービス業 834 2.79 720 2.37 宿泊業,飲食サービス業 1,607 5.37 1,504 4.94 生活関連サービス業,娯楽業 1,030 3.44 1,036 3.41 教育,学習支援業 1,160 3.88 1,171 3.85 医療,福祉 2,543 8.50 2,286 7.51 複合サービス事業 155 0.52 225 0.74	3. 2
不動産業,物品賃貸業 498 1.66 522 1.72 学術研究,専門・技術サービス業 834 2.79 720 2.37 宿泊業,飲食サービス業 1,607 5.37 1,504 4.94 生活関連サービス業,娯楽業 1,030 3.44 1,036 3.41 教育,学習支援業 1,160 3.88 1,171 3.85 医療,福祉 2,543 8.50 2,286 7.51 複合サービス事業 155 0.52 225 0.74	-10.4
第三次     学術研究,専門・技術サービス業     834     2.79     720     2.37       宿泊業,飲食サービス業     1,607     5.37     1,504     4.94       生活関連サービス業,娯楽業     1,030     3.44     1,036     3.41       教育,学習支援業     1,160     3.88     1,171     3.85       医療,福祉     2,543     8.50     2,286     7.51       複合サービス事業     155     0.52     225     0.74	-8.1
第三次 宿泊業,飲食サービス業 1,607 5.37 1,504 4.94 生活関連サービス業,娯楽業 1,030 3.44 1,036 3.41 教育,学習支援業 1,160 3.88 1,171 3.85 医療,福祉 2,543 8.50 2,286 7.51 複合サービス事業 155 0.52 225 0.74	-4.6
産業     生活関連サービス業、娯楽業     1,030     3.44     1,036     3.41       教育、学習支援業     1,160     3.88     1,171     3.85       医療、福祉     2,543     8.50     2,286     7.51       複合サービス事業     155     0.52     225     0.74	15.8
教育, 学習支援業1,1603.881,1713.85医療, 福祉2,5438.502,2867.51複合サービス事業1550.522250.74	6.8
医療、福祉2,5438.502,2867.51複合サービス事業1550.522250.74	-0.6
複合サービス事業 155 0.52 225 0.74	-0.9
	11. 2
サービス業(他に分類されないもの) 2,053 6.86 2,233 7.34	-31. 1
	-8.1
公務(他に分類されるものを除く) 2,677 8.94 3,224 10.6	-17.0
分類不能の産業 1,477 4.93 468 1.54	215. 6
小計 23,576 78.8 23,663 77.8	-0.4
合計 29,930 100.00 30,422 100.0	-1.6

※: (増加率) = (平成 22 年就業者数-平成 17 年就業者数)/(平成 17 年就業者数)×100

出典:「平成17年,平成22年国勢調査」(総務省統計局)

## イ 農業

仙台市及び多賀城市の農家人口・農家数の推移は表 6.2-11 及び表 6.2-12 に,経営耕地面積別農家数の推移は表 6.2-13 及び表 6.2-14 に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年における農家人口は 13,888 人,総農家数は 4,050 戸, そのうち専業農家 528 戸(13.0%),第一種兼業農家 334 戸(8.2%),第二種兼業農家 2,193 戸(54.1%)となっている。

多賀城市の平成 22 年における農家人口は 1,146 人, 総農家数は 334 戸, そのうち専業農家 42 戸(12.6%), 第一種兼業農家 20 戸(6.0%), 第二種兼業農家 181 戸(54.2%) となっている。

仙台市の平成12年からの推移をみると、農家人口及び農家総数は、減少傾向にある。また、経営耕地面積別農家数の推移を見ると、5ha 未満の農家は減少し、5ha 以上の農家は増加している。 平成22年の5ha以上の農家数は122戸と、平成12年(87戸)に比して約1.4倍増加している。

多賀城市の平成 12 年からの推移をみると、農家人口及び農家総数は、減少傾向にある。また、経営耕地面積別農家数の推移を見ると、3ha 未満の農家は減少し、3~5ha の農家は横ばい、5ha 以上の農家は増加している。平成 22 年の 5ha 以上の農家数は 6 戸と、平成 12 年(2 戸) に比して 3 倍増加している。

表 6.2-11 農家人口・農家数の推移(仙台市)

	<b></b>	- '' //\\										
		農家数(戸)										
   年次	農家人口		± 44.44.	販売農家								
<b>午</b> 次	(人)	総数	自給的農家	総数	兼		業					
			反外	秘数	専業	第一種	第二種					
平成 12 年	26, 898	5, 341	1, 019	4, 322	497	490	3, 335					
平成 17 年	21, 517	4, 627	959	3, 668	531	545	2, 592					
平成 22 年	13, 888	4, 050	995	3, 055	528	334	2, 193					

出典: 「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省) 「2005 年農林業センサス」(農林水産省)

「2010年世界農林業センサス」(農林水産省)

表 6.2-12 農家人口・農家数の推移(多賀城市)

		農家数(戸)						
年次	農家人口	+ 10 11			販売農			
十八	(人)	₩ <i>\$</i> 200	自給的 機家 総数	専業	兼業			
			成分	和多数	<del>节术</del>	第一種	第二種	
平成 12 年	2, 032	382	71	311	24	40	247	
平成 17 年	1, 903	378	91	287	32	17	238	
平成 22 年	1, 146	334	91	243	42	20	181	

出典: 「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省) 「2005 年農林業センサス」(農林水産省) 「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

表 6.2-13 経営耕地面積別農家数の推移(仙台市)

単位:戸

年次	0.5ha 未満	0.5∼1ha	1~2ha	2~3ha	3∼5ha	5ha 以上
平成 12 年	747	1, 322	1, 334	533	299	87
平成 17 年	589	1, 049	1, 156	461	288	125
平成 22 年	475	827	985	374	272	122

出典: 「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省) 「2005 年農林業センサス」(農林水産省) 「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

## 表 6.2-14 経営耕地面積別農家数の推移(多賀城市)

単位:戸

年次	0.5ha 未満	0.5∼1ha	1~2ha	2~3ha	3∼5ha	5ha 以上
平成 12 年	47	97	98	51	16	2
平成 17 年	42	93	93	39	15	5
平成 22 年	33	83	74	31	16	6

出典: 「2000 年世界農林業センサス」(農林水産省) 「2005 年農林業センサス」(農林水産省) 「2010 年世界農林業センサス」(農林水産省)

## ウ 製造業

仙台市全体及び多賀城市の従業者 4 人以上の事業所の事業所数,従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 6.2-15 及び表 6.2-16 に、平成 26 年における業種別(中分類)の事業所数・従業者数及び製造品出荷額等は表 6.2-17 及び表 6.2-18 に示すとおりである。

平成 26 年における仙台市全域の事業所数は 518 所, 従業者数は 15,486 人, 製造品出荷額等は約 1 兆 884 億円となっている。平成 22 年からの推移を見ると, 平成 26 年の事業所数, 従業者数は平成 22 年から減少しており, 製造品出荷額等は平成 23 年に大きく減少し, その後増加に転じている。

また、平成 26 年における多賀城市の事業所数は 35 所、従業者数 2,196 人、製造品出荷額等約 685 億円となっている。平成 22 年からの推移を見ると、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は平成 24 年にかけて減少し、その後従業者数及び製造品出荷額等は増加傾向である。

業種別(中分類)にみると、事業所数は仙台市全体及び仙台市宮城野区において「印刷・同関連業」、多賀城市において「食料品製造業」が最も多い結果であった。従業者数は仙台市全体が「印刷・同関連業」、仙台市宮城野区及び多賀城市が「食料品製造業」が最も多い結果であった。製造品出荷額は仙台市全体は「石油製品・石炭製品製造業」、仙台市宮城野区が「印刷・同関連業」、多賀城市は「食料品製造業」が最も多い結果であった。

表 6.2-15 事業所数, 従業者数及び製造品出荷額等の推移(4人以上の事業所, 仙台市)

年次	事業所(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成 22 年	556	17, 234	96, 320, 576
平成 23 年	603	15, 958	46, 190, 775
平成 24 年	546	16, 059	94, 429, 460
平成 25 年	532	15, 756	101, 521, 339
平成 26 年	518	15, 486	108, 836, 279

出典:「工業統計調査 平成22年~平成26年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 6.2-16 事業所数,従業者数及び製造品出荷額等の推移(4人以上の事業所,多賀城市)

年次	事業所(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成 22 年	46	2, 341	7, 838, 445
平成 23 年	36	2, 298	5, 909, 054
平成 24 年	33	1, 486	3, 530, 584
平成 25 年	37	2, 035	6, 452, 642
平成 26 年	35	2, 196	6, 845, 916

出典:「工業統計調査 平成22年~平成26年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 6.2-17 業種別(中分類)事業所数・従業者数及び製造品出荷額等 (平成 26 年,仙台市全体及び仙台市宮城野区)

光廷	事業	所(所)	従業者	<b>ó数</b> (人)	製造品出荷額等(万円)		
業種	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	
食料品製造業	95	27	3, 986	1, 150	6, 685, 710	2, 694, 211	
飲料・たばこ・飼料製造業	10	3	431	228	5, 902, 536	5, 274, 031	
繊維工業	22	5	327	62	252, 842	52, 308	
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	-	15	_	X	=	
家具•装備品製造業	20	8	315	232	465, 050	400, 477	
パルプ・紙・紙加工品製造業	16	7	232	125	197, 072	X	
印刷•同関連業	133	31	3, 456	859	8, 034, 871	2, 145, 444	
化学工業	14	7	445	81	1, 592, 900	411, 501	
石油製品•石炭製品製造業	3	2	377	364	65, 589, 361	X	
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	13	5	186	66	264, 495	76, 813	
ゴム製品製造業	2	1	215	203	Х	X	
窯業·土石製品製造業	24	8	941	96	2, 513, 476	541, 862	
鉄鋼業	10	8	546	518	9, 211, 971	X	
金属製品製造業	49	18	814	453	1, 651, 705	1, 210, 129	
はん用機械器具製造業	8	4	228	141	281, 499	180, 537	
生産用機械器具製造業	16	5	279	47	295, 745	56, 476	
業務用機械器具製造業	9	1	167	4	214, 129	X	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	8	-	746	-	1, 706, 085	-	
電気機械器具製造業	28	7	947	266	1, 911, 099	592, 581	
情報通信機械器具製造業	1	_	434	_	X	-	
輸送用機械器具製造業	8	5	167	132	370, 471	342, 738	
その他の製造業	27	9	232	62	238, 133	62, 651	
計	518	161	15, 486	5, 089	108, 836, 279	89, 261, 875	

注) X は、発表に差し支えるものとして公表はされていないもの。

出典:「工業統計調査 平成26年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

表 6.2-18 業種別(中分類)事業所数・従業者数及び製造品出荷額等(平成 26 年,多賀城市)

業種	事業所(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
食料品製造業	5	741	1, 317, 651
繊維工業	1	27	X
家具•装備品製造業	2	8	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	65	151, 283
印刷·同関連業	1	28	X
化学工業	4	110	388, 619
石油製品·石炭製品製造業	2	19	X
窯業•土石製品製造業	1	8	X
鉄鋼業	1	30	X
金属製品製造業	6	84	123, 535
生産用機械器具製造業	1	8	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	675	2, 880, 839
電気機械器具製造業	3	389	1, 170, 505
その他の製造業	1	4	X
計	35	2, 196	6, 845, 916

注) Xは、発表に差し支えるものとして公表はされていないもの。

出典:「工業統計調査 平成 26 年」(経済産業省 大臣官房 調査統計グループ)

## 工 商業

仙台市全体と仙台市宮城野区及び多賀城市の卸売業・小売業の商店数,従業者数及び年間商品 販売額の推移は,表 6.2-19及び表 6.2-20に示すとおりである。

平城 26 年において,事業所数は,仙台市全域で 9,714,計画地が位置する仙台市宮城野区で 1,966,多賀城市で 343, 従業者数は,仙台市全域で 91,334 人,仙台市宮城野区で 20,501 人,多賀城市で 2,676 人,年間商品販売額は,仙台市全域で約 7 兆 9,188 億円,仙台市宮城野区で約 1 兆 6,967 億円,多賀城市で約 1,047 億円となっている。

仙台市及び仙台市宮城野区,多賀城市における平成14年からの推移をみると,事業所数は,年々減少している。従業者数は,概ね横ばい傾向から平成26年に減少している。年間商品販売額は,概ね横ばい傾向であり,宮城野区や多賀城市では平成16年以降増加傾向にある。

表 6.2-19 卸売業・小売業の商店数・従業者数 及び年間商品販売額の推移(仙台市及び仙台市宮城野区)

年次	事業	所数	従業者数(人)		年間商品販売額 (百万円)	
	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区	仙台市	宮城野区
平成 14 年	14, 064	2, 739	129, 100	26, 153	8, 471, 472	1, 582, 223
平成 16 年	13, 650	2, 575	122, 673	25,008	7, 836, 820	1, 502, 340
平成 19 年	12, 757	2, 398	124, 725	26, 338	8, 191, 165	1, 618, 971
平成 26 年	9, 714	1, 966	91, 334	20, 501	7, 918, 846	1, 696, 686

出典:「平成14,16,19,26年商業統計調査結果」(宮城県統計課)

表 6.2-20 卸売業・小売業の商店数・従業者数 及び年間商品販売額の推移(多賀城市)

年次	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)					
平成 14 年	630	5, 267	109, 164					
平成 16 年	595	5, 044	91, 723					
平成 19 年	533	4, 973	97, 775					
平成 26 年	343	2, 676	104, 661					

出典:「平成14,16,19,26年商業統計調査結果」(宮城県統計課)

## 6.2.2 土地利用

## (1) 土地利用状況

仙台市及び多賀城市における地目別面積の推移は表 6.2-21及び表 6.2-22に示すとおりである。 平成 26 年の仙台市の総面積は 78,630ha であり、地目別面積は森林が 45,347ha(58%)と最も多 く,次いで宅地 12,909ha(16%),その他 6,435ha(8%)となっている。平成 22 年からの推移を見 ると、宅地は増加傾向にあり、農地は平成23年に一度減少したが、平成24年以降増加傾向にあ る。

平成26年の多賀城市の総面積は1,969haであり,地目別面積は宅地が874ha(44%)と最も多く, 次いでその他 358ha(18%), 農地 344ha(17%)となっている。平成 22 年からの推移を見ると, 平 成23年に宅地や農地が減少したが、その後平成25年にかけて増加した。

計画地及びその周辺の土地利用は、図 6.2-3 に示すとおりである。

計画地は、IR 東北本線の路線と JR 東北新幹線の路線の間に位置し、土地利用は田である。計画 地周辺の土地利用は田と一般住宅地区である。

## 表 6.2-21 地目別面積の推移(仙台市)

単位: ha

年次	合計	農地	森林	原野等	水面·河 川·水路	道路	宅地	その他
H22	78, 354	6, 591	45, 393	5	2, 580	4, 986	12, 636	6, 163
H23	78, 585	4,660	45, 378	3	2, 489	4, 953	12, 692	8, 410
H24	78, 585	4,810	45, 387	3	2, 497	4, 963	12, 724	8, 201
H25	78, 585	5, 830	45, 367	3	2, 590	4, 998	12, 846	6, 951
H26	78, 630	6, 230	45, 347	3	2,608	5, 098	12, 909	6, 435

注1) 農地欄の平成22年値は農用地(田・畑・採草放牧地), 平成23年~26年値は農地(田・畑)の面積。

注 2) 原野等欄の平成 22 年値は原野,平成 23 年~26 年値は原野等 (原野・採草牧草地)の面積 出典:「平成 23~27 年版宮城県統計年鑑 2011~2015」(宮城県)

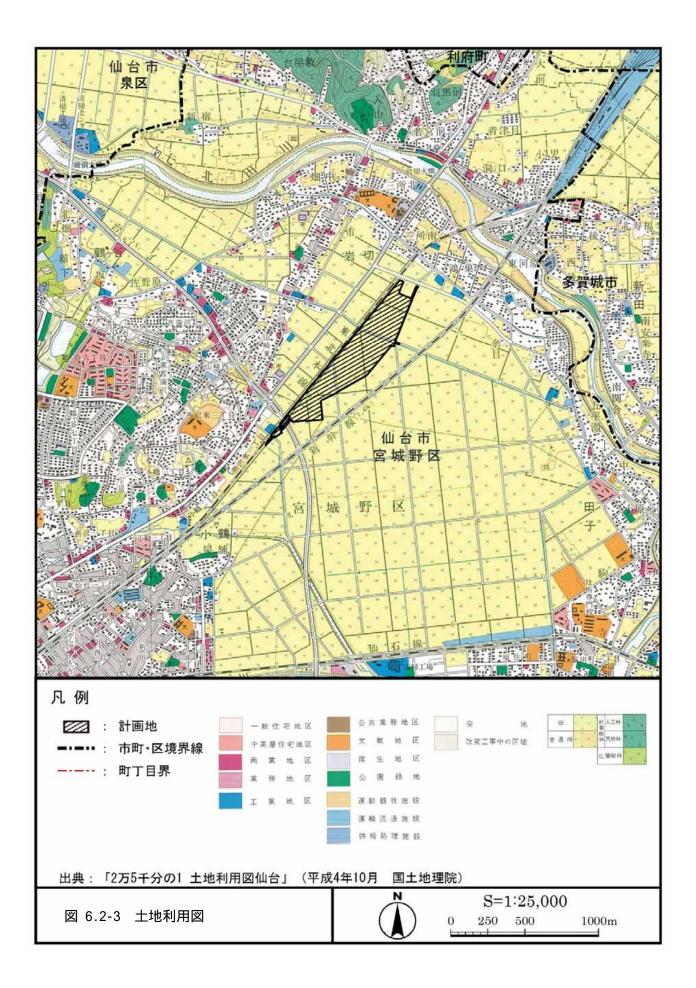
## 表 6.2-22 地目別面積の推移(多賀城市)

単位: ha

年次	合計	農地	森林	原野等	水面·河 川·水路	道路	宅地	その他
H22	1, 965	365	59	0	123	207	865	346
H23	1, 965	322	59	0	121	210	598	655
H24	1, 965	355	59	0	123	211	598	619
H25	1, 965	358	59	0	124	213	874	337
H26	1, 969	344	59	0	123	211	874	358

注1) 農地欄の平成22年値は農用地(田・畑・採草放牧地),平成23年~26年値は農地(田・畑)。 注2) 原野等欄の平成22年値は原野,平成23年~26年値は原野等(原野・採草牧草地)の面積

出典:「平成23~27年版宮城県統計年鑑2011~2015」(宮城県)



# (2) 用途地域

仙台市全体及び多賀城市における都市計画区域の面積は表 6.2-23 に, また, 調査範囲の用途地域の指定状況は図 6.2-4 に示すとおりである。

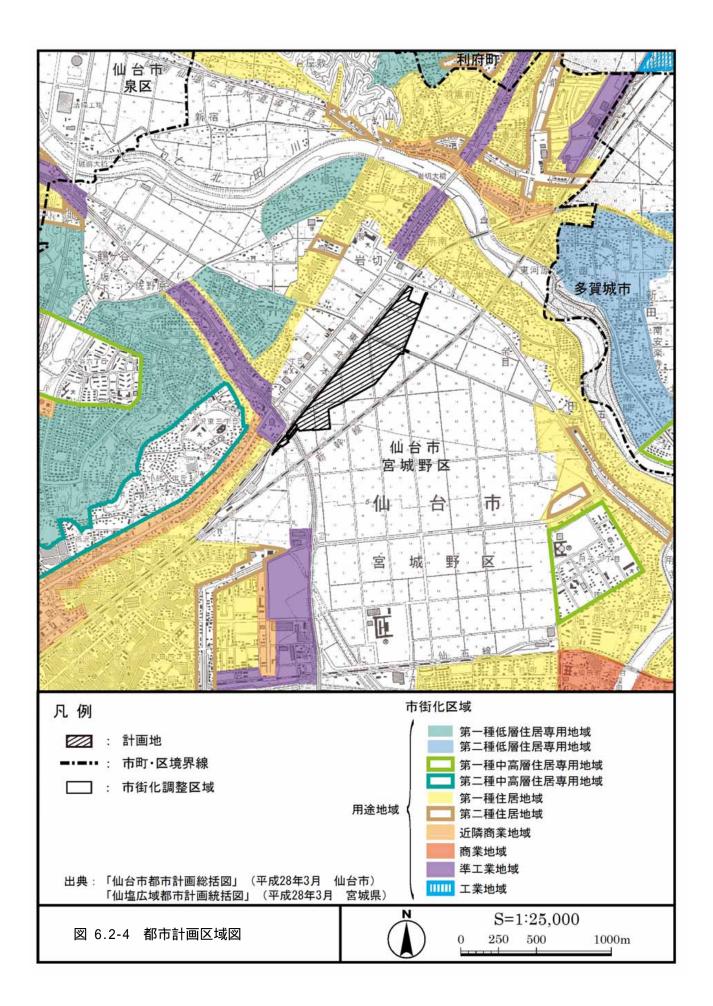
計画地は、図 6.2-4に示すとおり、市街化調整区域である。

表 6.2-23 都市計画区域面積の現況等(平成 22 年 5 月 31 日現在)

単位: ha

			種別	仙台市	多賀城市
都市	計画区	域		44, 293	1, 965
	市街	匕調整	区域	26, 400	632
	市街	匕区域		17, 893	1, 333
			第一種低層住居専用地域	5, 432. 2	89. 2
			第二種低層住居専用地域	5. 9	95.8
			第一種中高層住居専用地域	744. 5	393. 3
			第二種中高層住居専用地域	1, 532. 7	22. 3
			第一種住居地域	2, 808. 2	267. 4
		用	第二種住居地域	2, 561. 6	29. 7
		途地域	準住居地域	64. 4	23. 7
		域域	近隣商業地域	949. 7	36. 4
			商業地域	937. 0	45. 9
			準工業地域	1, 136. 6	24. 1
			工業地域	417.7	140.6
			工業専用地域	1, 302. 0	164. 3
111.4			計	17, 892. 5	1, 332. 7

出典:「宮城の都市計画(資料編)都市計画決定状況等 概要版」 (平成22年5月31日現在宮城県土木部都市計画課)



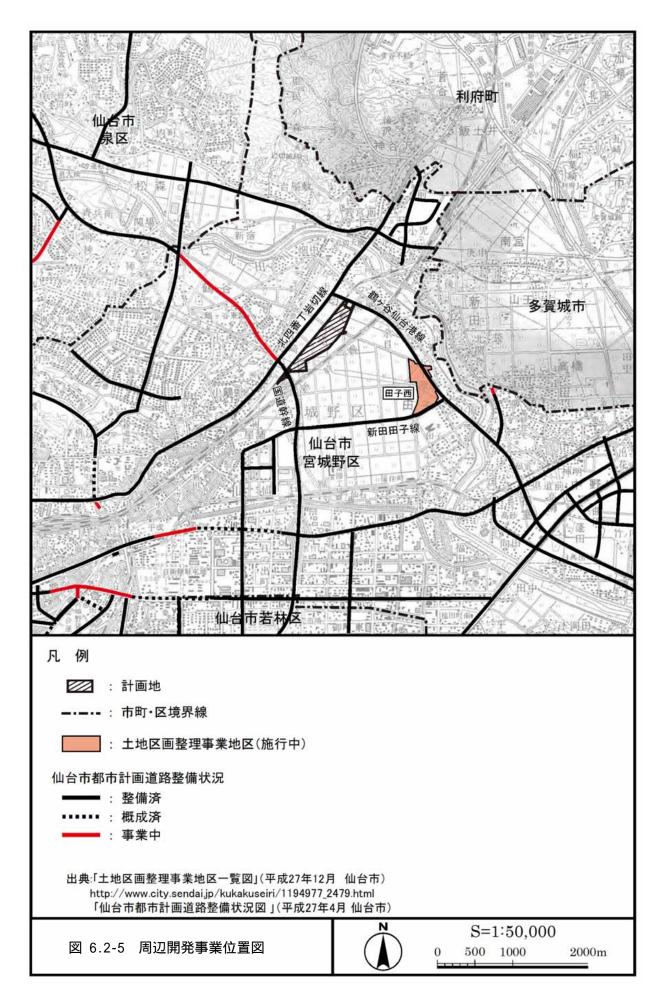
# (3) 周辺開発計画等

調査範囲において、計画、または事業中の土地区画整理事業及び都市計画道路は、表 6.2-24 及び図 6.2-5 に示すとおり、土地区画整理事業は、田子西地区(事業中)で行われている。調査範囲において、市街地再開発事業は行われていない。

表 6.2-24 土地区画整理事業地区の一覧表

地区名	施行面積(ha)	施行期間 (年度)	総事業費 (百万円)
田子西	16. 3	平成 21 年~平成 27 年	3, 733

出典:「土地区画整理事業地区の一覧表(区別・換地処分順)」 (平成 27 年 12 月 1 日 仙台市都市整備局区画整理課)



## ア 土地区画整理事業

#### 田子西地区

本事業は JR 仙石線の北側に位置する田子西地区においては、都市計画道路鶴ヶ谷仙台港線及び新田田子線に面する交通利便性の高い地区である。東日本大震災前は主に宅地と商業地での土地利用を計画されていたが、東日本大震災を受けて土地利用計画を見直し、地区北側に復興公営住宅街区を、中央部には戸建住宅街区、幹線道路沿道に商業街区を整備し、人口約 1,000 人の町を形成する計画である。田子西地区土地区画整理事業の概要は表 6.2-25 に示すとおりである。

表 6.2-25 田子西地区土地区画整理事業の概要

事務所所在地	仙台市田子西土地区画整理組合 宮城野区田子字田子西 184番
設立年月日	平成 21 年 6 月 17 日
事業年度	平成 21~28 年度(第 5 回事業計画変更認可 平成 28 年 3 月 30 日)
施行区域面積	16. 32 ヘクタール
総事業費	3,733 百万円
減歩率	54. 79%
現在の町丁名	宮城野区田子 字田子西 字中坪 字西田の一部 宮城野区岩切 字引目 字余目南の一部 宮城野区田子 二丁目の一部

出典:「組合(個人)施行地区の概要(地区別)」(平成28年4月1日 仙台市都市整備局区画整理課)

## イ 市街地再開発事業

調査範囲において、市街地再開発事業は行われていない。

## ウ 道路整備

図 6.2-6 に示すとおり、計画地の西側において一般国道 4 号の仙台拡幅が計画されている。この事業は仙台バイパスの慢性的な交通混雑の緩和、交通事故の減少等を目的としたものである。 平成 18 年から仙台市宮城野区燕沢から仙台市宮城野区鶴ヶ谷の間で 6 車線化の事業着手している。



図 6.2-6 国道幹線整備事業位置図

## (4) 自然公園等の指定

計画地は、「自然公園法」及び「宮城県自然公園条例」に基づく自然公園の指定はいずれもされていない。

## 6.2.3 社会資本整備等

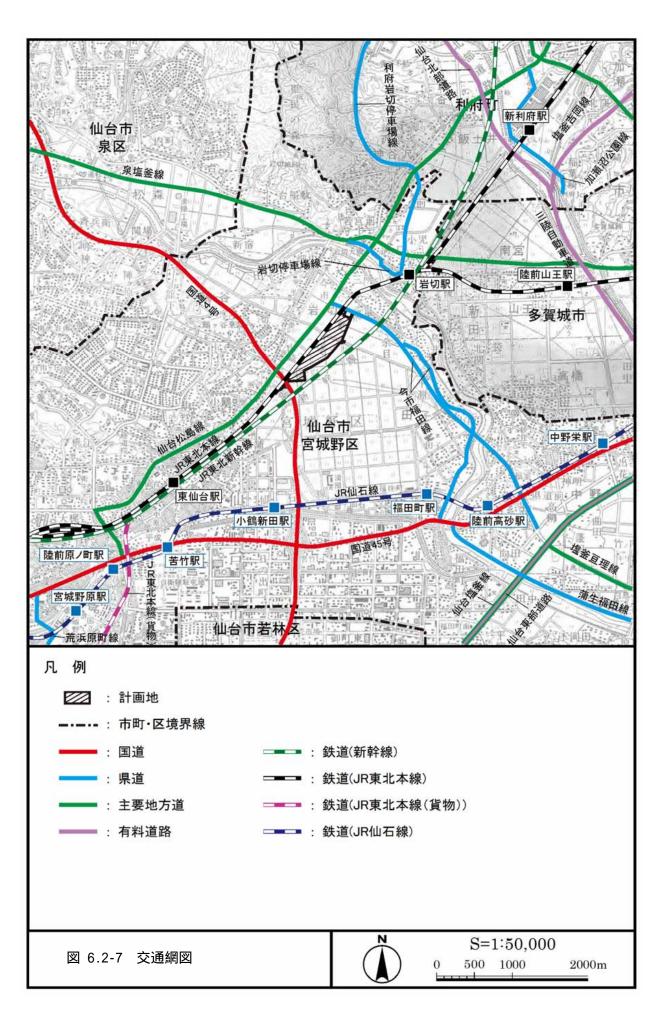
## (1) 交通

# ア 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図 6.2-7 に示すとおりである。

計画地は JR 仙石線の小鶴新田駅及び福田町駅の北, JR 東北本線の東仙台駅の北東及び岩切駅の 南西に位置しており、 JR 東北本線と JR 東北新幹線の間に位置している。

計画地周辺の道路は、計画地の西側に国道4号、計画地の北側に主要地方道仙台松島線がある。



# イ 交通量

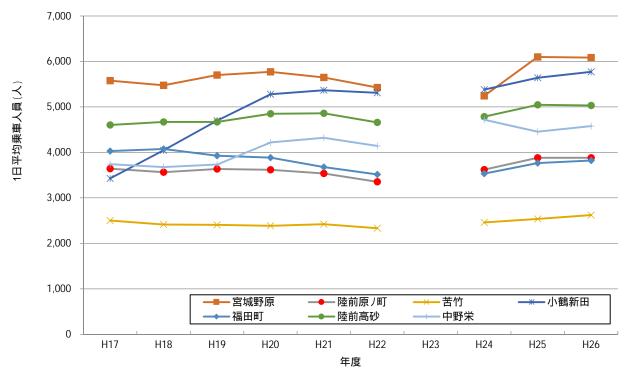
## 鉄道

計画地周辺の駅における乗車人数は、表 6.2-26、図 6.2-8 及び図 6.2-9 に示すように、平成 26 年度における一日の平均乗車人数は JR 仙石線の小鶴新田駅が 5,772 人、福田町駅が 3,821 人であり、JR 東北本線の東仙台駅が 3,279 人、岩切駅が 4,445 人である。

表 6.2-26 計画地周辺の駅の乗車人数の推移(1日平均乗車人員)

路線名	駅名	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 <sup>※1</sup> 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
	宮城野原	5, 580	5, 478	5, 701	5, 772	5, 648	5, 429	_	5, 244	6, 099	6, 087
	陸前原ノ町	3, 644	3, 566	3, 637	3, 618	3, 538	3, 354	_	3, 620	3, 881	3, 883
	苦竹	2, 502	2, 414	2, 407	2, 384	2, 420	2, 334	_	2, 458	2, 538	2, 621
JR 仙石線	小鶴新田	3, 428	4, 046	4, 698	5, 279	5, 367	5, 310	_	5, 380	5, 643	5, 772
	福田町	4, 028	4, 075	3, 928	3, 886	3,676	3, 516		3, 533	3, 766	3, 821
	陸前高砂	4, 603	4,670	4,671	4, 849	4, 859	4, 659		4, 788	5, 047	5, 032
	中野栄	3, 742	3, 679	3, 733	4, 221	4, 321	4, 144	1	4, 718	4, 457	4, 579
JR	東仙台	3, 351	3, 270	3, 277	3, 253	3, 159	3, 019	2, 961	3, 161	3, 284	3, 279
東北本線	岩切	3, 603	3, 811	4, 036	4, 094	4, 119	3, 984	4, 059	4, 260	4, 436	4, 445

※1:平成23年度は東日本大震災の影響により運転を見合わせていた区間の駅については掲載されていない。 出典:「仙台市統計書平成27年版」(仙台市)

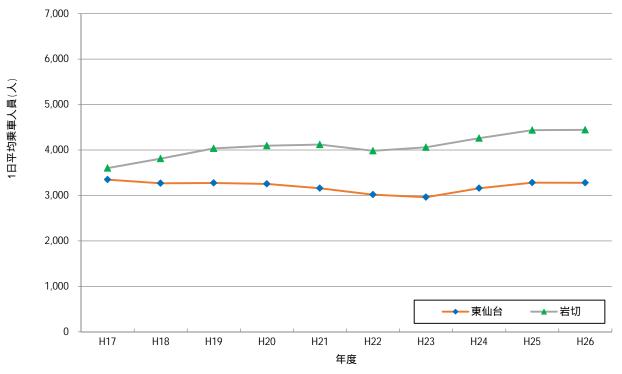


注 1) 1日平均乗車人員

2) 平成23年度は東日本大震災の影響により運転を見合わせていた区間の駅については掲載されていない。

出典:「仙台市統計書 平成 27 年版」(仙台市)

図 6.2-8 計画地周辺の駅における乗車人数の推移(JR 仙石線)



注 1) 1日平均乗車人員

出典:仙台市統計書「平成27年版」(仙台市)

図 6.2-9 計画地周辺の駅における乗車人数の推移(JR 東北本線)

## 道路

計画地周辺の自動車交通量の調査地点は図 6.2-10 に, 平成 25 年の自動車交通量調査結果は表 6.2-27 に示すとおりである。

燕沢 (No. 2) の交通量は、平日 12 時間交通量で 80, 103 台、今市東 (No. 5) では 39, 196 台となっている。

平成 20 年の交通量に対して平成 25 年の交通量が増加したのは鶴ヶ谷 (No. 1), 田子 (No. 4), 洞  $/ \Box$  (No. 6), 鶴が丘団地入口 (No. 8) であり、その他の交差点においては、交通量は減少している。

表 6.2-27 自動車交通量調査結果(平成 25 年,平日,仙台市)

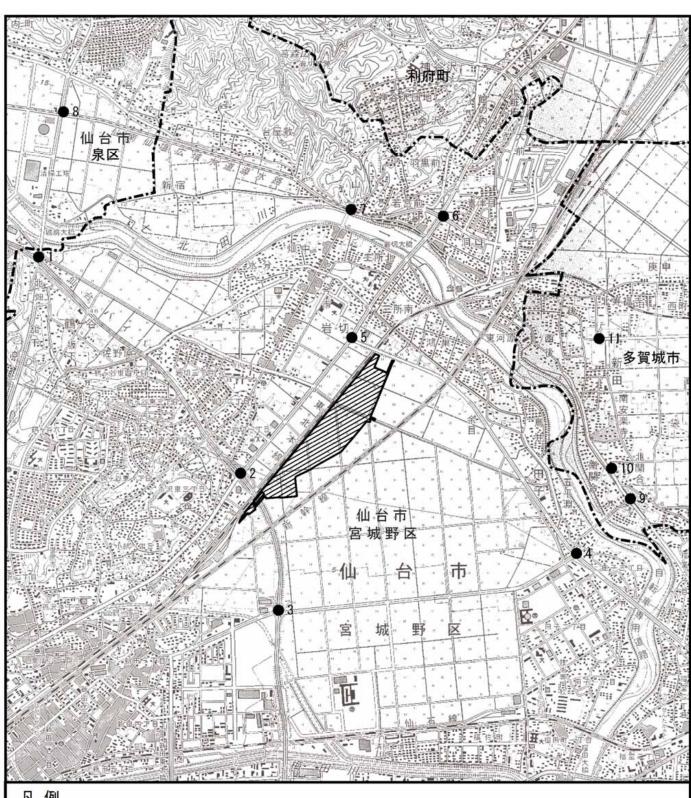
NT.	交差点			12 時間2	交通量(台)			12 時間 交通量伸率
No.	名称	二輪車	小型 貨物車	乗用車	大型 貨物車	バス	自動車類 計	H25/H20
1	鶴ヶ谷	912	8, 314	38, 562	6, 873	165	53, 914	1. 12
2	燕沢	1, 176	13, 634	55, 461	10, 708	300	80, 103	0.94
3	小雀鳥	1, 047	13, 267	50, 351	9, 271	244	73, 133	0. 98
4	田子	458	4, 599	18, 257	4, 006	114	26, 976	1. 10
5	今市東	433	4, 274	28, 078	6, 661	183	39, 196	0. 99
6	洞ノ口	769	8, 418	35, 427	6, 851	255	50, 951	1. 07
7	今市橋	804	3, 832	22, 178	1,603	176	27, 789	0. 99
8	鶴が丘団地入口	605	4, 310	24, 546	1,886	262	31, 004	1. 21

出典:「交差点交通量調査データ(平成20,25年度)」(仙台市都市整備局交通政策課)

表 6.2-28 自動車交通量調査結果(平成 20 年,平日,多賀城市)

		12 時間交通量(台)				
No.	地点名	乗用車	バス	小型 貨物車	大型 貨物車	自動車類 計
9	26 (南関合)	6, 712	31	1, 597	236	8, 576
10	27 (北関合)	5, 578	27	1, 284	164	7, 053
11	28(南寿福寺)	6, 281	26	998	207	7, 512

出典:「平成20年度仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務調査報告書」 (平成21年2月 株式会社パスコ)



凡例

: 計画地

•=••: 市町·区境界線

交差点交通量調査地点(1~11)

出典:「交差点交通量調査データ(平成25年度)」(仙台市都市整備局交通政策課)

「平成20年度仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務調査報告書」(平成21年2月 株式会社パスコ)

図 6.2-10 交通量調査地点図



S=1:25,000 250 500 1000m

## (2) 上水道

仙台市及び多賀城市の水道施設状況は表 6.2-29 及び表 6.2-30 に示す。仙台市及び多賀城市の水道普及状況の推移は表 6.2-31 及び表 6.2-32 に示す。仙台市の上水道の配水区域を図 6.2-11,配水系統図を図 6.2-12,多賀城市の排水系統図を図 6.2-13 に示す。

仙台市及び多賀城市においては、給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成26年度の水道普及率は仙台市が99.8%、多賀城市が100.0%であり、普及率の推移を見ると横ばい傾向にある。

調査範囲は全域給水区域になっており、「宮床ダム」、「七北田ダム」を取水源とし「福岡浄水場」から配水、「釜房ダム」を取水源とし「茂庭浄水場」から配水されている。

次 6.2 26					
項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口(人)	給水人口 (人)		
上水道	1	1, 033, 000	1, 046, 272		
簡易水道	0	0	0		
専用水道(自己水源のみによるもの)	19	7, 500	1, 611		
専用水道(上記以外のもの)	42	14, 518	3, 444		
合計	61	1, 040, 500	1, 047, 883		
行政区域内総人口(人)		1, 050, 296			
普及率(%)(※)		99.8			

表 6.2-29 水道施設状況(平成 26 年度, 仙台市)

出典:「宮城県の水道」(平成28年5月更新 宮城県食と暮らしの安全推進課)

項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口(人)	給水人口 (人)
上水道	2	63, 070	62, 477
簡易水道	0	0	0
専用水道(自己水源のみによるもの)	1	193	0
専用水道(上記以外のもの)	2	1600	0
合計	5	63, 263	62, 045
行政区域内総人口(人)		62, 480	
普及率(%)(※)		100.0	

表 6.2-30 水道施設状況(平成 24 年度,多賀城市)

出典:「宮城県の水道」(平成28年5月更新 宮城県食と暮らしの安全推進課)

注1)(普及率)=(給水人口)/(行政区画内総人口)×100

<sup>2) 「</sup>給水人口又は確認時給水人口」及び「給水人口」の合計は、「上水道」、「簡易水道」、「専用水道 (自己水源のみによるもの)」の合計を示す。

注 1) (普及率) = (給水人口) / (行政区画内総人口)×100

<sup>2) 「</sup>給水人口又は確認時給水人口」及び「給水人口」の合計は、「上水道」、「簡易水道」、「専用水道(自己水源のみによるもの)」の合計を示す。

表 6.2-31 水道普及状況の推移(仙台市)

年次	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
平成 22 年度	461, 047	1, 019, 713	99. 5
平成 23 年度	468, 910	1, 028, 015	99. 6
平成 24 年度	475, 324	1, 037, 351	99. 6
平成 25 年度	483, 243	1, 045, 133	99. 6
平成 26 年度	489, 394	1, 049, 573	99. 6

出典:「仙台市統計書 平成27年版」(仙台市)

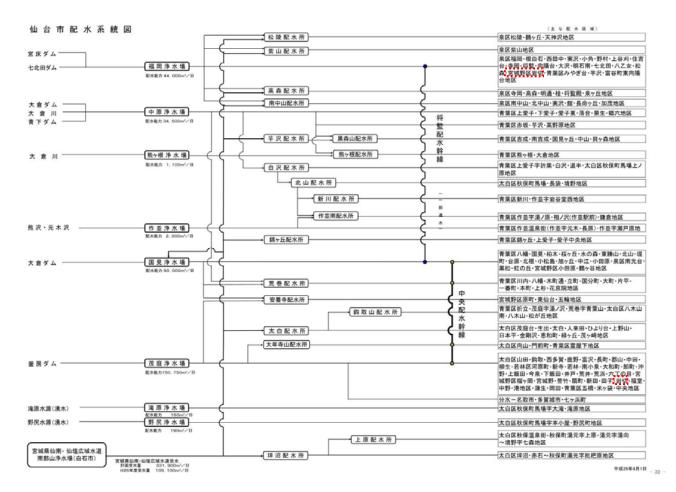
表 6.2-32 水道普及状況の推移(多賀城市)

_		•	,
年次	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
平成 22 年度	22, 263	56, 147	100.0
平成 23 年度	21, 861	54, 980	100.0
平成 24 年度	22, 220	55, 353	100.0
平成 25 年度	22, 637	55, 570	100.0
平成 26 年度	23, 272	56, 099	100.0

出典:「平成26年度版統計書」(平成28年5月 多賀城市)



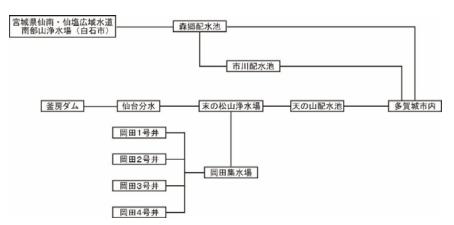
図 6.2-11 配水区域図(仙台市)



注) 図内の赤点線が計画地の排水区域

出典:「事業概要」(平成26年4月仙台市水道局)

図 6.2-12 配水系統図(仙台市)



出典:「浄水場や配水池などの水のながれ」(多賀城市上水道部)

図 6.2-13 配水系統図(多賀城市)

# (3) 下水道

仙台市及び多賀城市の下水道普及率等の推移は表 6.2-33 及び表 6.2-34 に示すとおりである。 平成 26 年度の下水道普及率は仙台市が 98.0%, 多賀城市が 99.8%であり, 普及率の推移はと もに増加傾向である。

仙台市及び多賀城市の下水道計画の市町村別構想図は図 6.2-14及び図 6.2-15 に示すとおりである。

表 6.2-33 下水道普及率等の推移(各年3月31日現在,仙台市)

年次	行政区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	下水道普及率 (%)	処理率 (%)
平成 22 年	1, 011, 592	988, 851	97.8	97. 0
平成 23 年	1, 020, 241	999, 089	97. 9	97. 2
平成 24 年	1, 038, 522	1, 017, 716	98. 0	97. 3
平成 25 年	1, 046, 192	1, 025, 607	98. 0	97. 4
平成 26 年	1, 050, 296	1, 029, 585	98. 0	97. 5

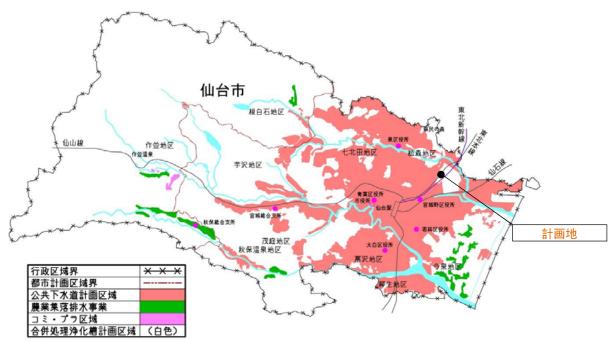
出典:「下水道処理人口普及率(平成22年度~平成26年度)」(宮城県下水道課)

表 6.2-34 下水道普及率等の推移(各年3月31日現在,多賀城市)

年次	行政区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	下水道普及率 (%)	処理率 (%)
平成 22 年**	_	_	_	_
平成 23 年	61, 166	60, 997	99. 7	97. 3
平成 24 年	61, 792	61, 643	99.8	97. 5
平成 25 年	62, 048	61, 934	99.8	97. 3
平成 26 年	62, 480	62, 365	99.8	97. 9

※: 平成23年については東日本大震災により測定結果なし

出典:「下水道処理人口普及率(平成22年度~平成26年度)」(宮城県下水道課)



出典:「下水道計画/甦る水環境みやぎ」

(HP:http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gesui/31-kihonkoso.html 宮城県下水道課)

図 6.2-14 下水道計画市町村別構想図(仙台市)

出典:「下水道計画/甦る水環境みやぎ」

(HP:http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gesui/31-kihonkoso.html 宮城県下水道課)

図 6.2-15 下水道計画市町村別構想図(多賀城市)

## (4) 工業用水

宮城県企業局が行う工業用水事業のうち調査範囲に係る事業は、図 6.2-16 及び表 6.2-35 に示すとおり「仙塩工業用水道事業」、「仙台圏工業用水道事業」がある。

「仙塩工業用水道事業」は、昭和36年11月から仙塩地区への給水が開始され、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。また、平成6年4月からは、仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。

「仙台圏工業用水道事業」は、仙台港背後地の工業開発により既設の「仙塩工業用水道事業」のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和51年10月から給水を開始している。仙台港背後地のほか、名取市及び利府町の企業にも給水している。



出典:「宮城県 HP」 http://www.pref.miyagi.jp/ko-suidou/area.htm

図 6.2-16 工業用水事業の概況図

表 6.2-35 工業用水事業の概要

区分	仙塩工業用水道事業	仙台圈工業用水道事業
水源	一級河川名取川水系大倉川 (大倉ダム)	一級河川名取川水系碁石川 (釜房ダム)
取水	広瀬川四ッ谷堰 (仙台市青葉区折立郷六) 大倉ダム放流水 一日最大 100,000m <sup>3</sup>	名取川頭首工 (名取市高館熊野堂) 釜房ダム放流水 一日最大 100,000m <sup>3</sup>
給水能力	一日最大 100,000m³	一日最大 100,000m³
水質等	(水温)摂氏 1度~25度 (濁度)10度以下 (水素イオン濃度)pH6.0~8.0 (総硬度)120mg/L 以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ 浜町・利府町・富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名 取市・利府町

出典:「宮城県 HP」

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/sendaiken1.html

## (5) 農業用水

調査範囲では、七北田川、砂押川、勿来川及び原谷地川に農業用の堰や揚水機が設置されている。施設概要は表 6.2-36 に、位置図は図 6.2-17 に示すとおりである。

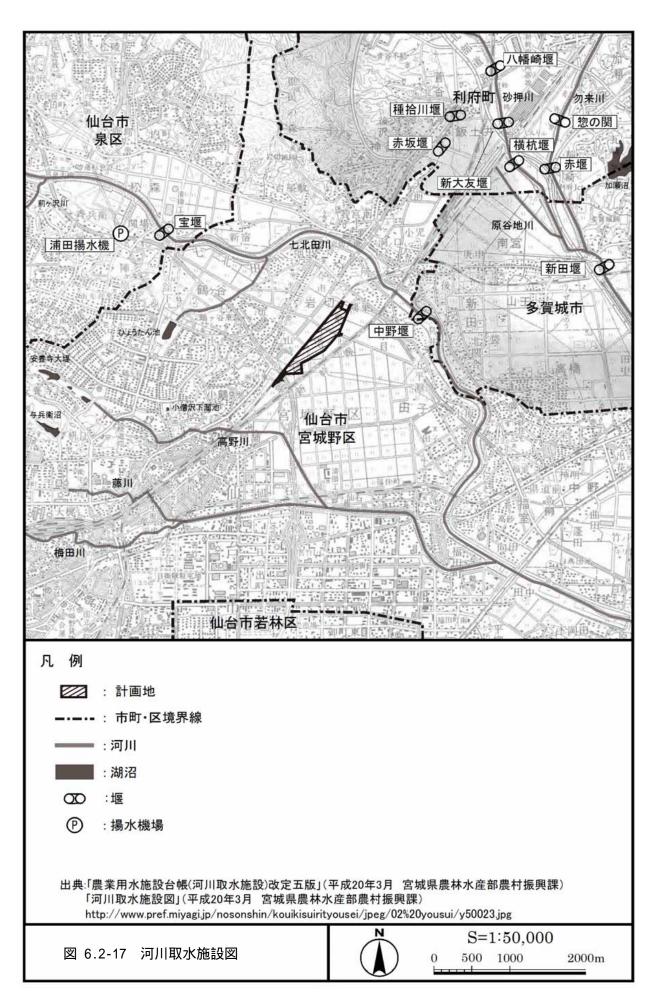
「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、計画地の周辺には七北田川の中野堰があり、取水量は 0.4300m³/秒~0.8000m³/秒である。

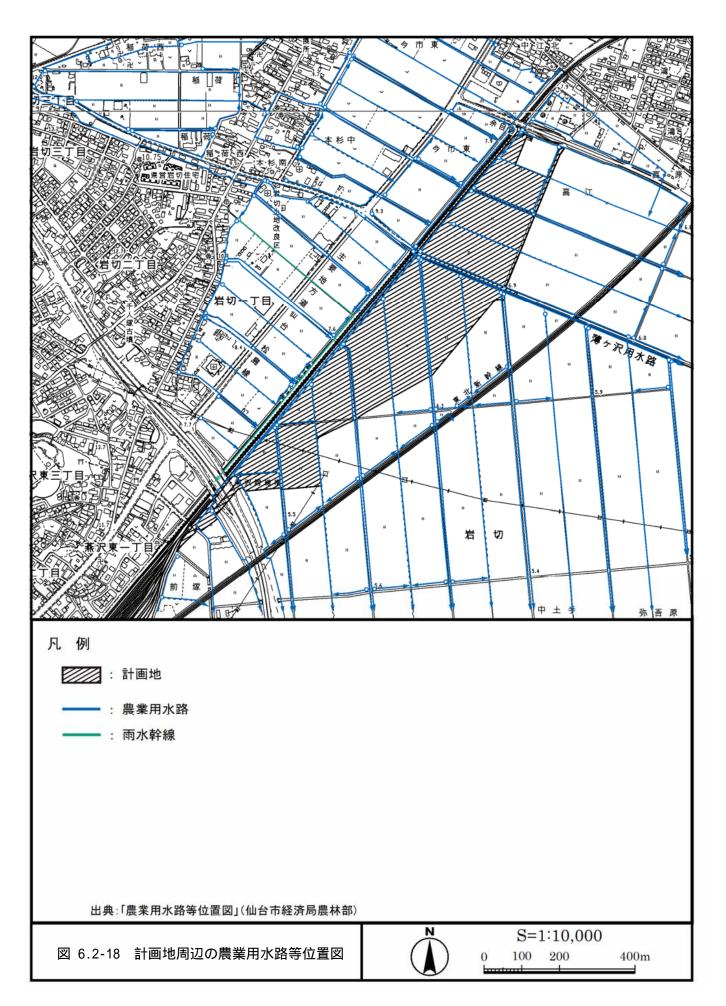
また、計画地周辺の農業用水路等の位置を図 6.2-18 に示す。

表 6.2-36 農業用水取水施設の概要

河川名	施設名	所在地	取水量(m³/秒)		<b>**</b> 凯亚士类	<del>妆.</del> ∋∿ <b>丝.</b> тя <b>≯</b> .
			代掻き期	普通期	施設所有者	施設管理者
七北田川	中野堰	多賀城市後新田 14	0.8000	0. 4300	高砂水利組合	高砂水利組合
	宝堰	仙台市泉区七北田字松森	0.7000	0.6000	多賀城市	宝堰加瀬溜井管理組合
	浦田揚水機	仙台市泉区松森字上河原	0.0200	0.0200	齋藤長志	齋藤長志
砂押川	新田堰	多賀城市市川	0. 4500	0. 2500	多賀城市	多賀城市
	新大友堰	宮城県利府町字新大友	0.0500	0.0400	利府町	利府町
	八幡崎堰	宮城郡利府町利府字松本地内	0. 2400	0. 2000	利府町	利府町
勿来川	赤堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0. 1500	0. 1200	利府町	利府町
	惣の堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.0640	0.0450	利府町	利府町
原谷地川	横杭堰	宮城郡利府町菅谷	0.0400	0.0300	利府町	利府町
	赤坂堰	宮城郡利府町菅谷	0.0300	0.0200	利府町	利府町
	種拾川堰	宮城郡利府町菅谷字東浦	0.0500	0.0400	利府町	利府町

出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)





# (6) 漁業権

調査範囲で漁業権が設定されている河川及び湖沼はない。

### (7) 廃棄物処理施設等

仙台市及び多賀城市のごみ排出量の推移は,表 6.2-37 及び表 6.2-38 に示すとおりである。 仙台市の平成 26 年度におけるごみ排出量は 385,863t であり,平成 23 年度をピークに平成 26 年度にかけて次第に減少している。また,多賀城市の平成 26 年度におけるごみ排出量は 21,814t であった。

処理内訳では、仙台市及び多賀城市において、大半が焼却であり、約1割が資源化されている。 仙台市において生活ごみは委託収集し処理しているが、事業ごみについては排出者の責務とし、 自ら搬入出来ないものは許可業者による収集体制となっている。

調査範囲内における廃棄物処理施設は表 6.2-39 に示すとおりである。仙台市の松森工場と多賀城市,利府町,七ヶ浜町,松島町の1市3町で構成されている宮城東部衛生処理組合のごみ処理場がある。調査範囲における産業廃棄物処理業者は表 6.2-40 に示すとおり、計画地の周囲に5つの産業廃棄物処理業者(中間処理の許可業者)の処理施設が立地している。

調査範囲における市町村ごみ処理施設及び産業廃棄物処理業者の設置位置は図 6.2-19 に示すとおりである。

年度 平成 22 年度 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 人口(人) 1,045,986 1,049,493 1,060,877 1,068,511 1,073,242 ごみ総量(t) 367, 436 412,717 393, 848 390, 383 385, 863 346, 784 340, 319 336, 897 333, 424 焼却 319, 136 4,740 埋め立て 4,819 17,884 5,901 4,842 処理内訳(t) 資源化 43, 481 48,049 47,699 47,628 48,644 367, 436 412,717 393, 848 390, 383 385, 863

表 6.2-37 ごみ排出量の推移(仙台市)

出典:「平成27年度環境局事業概要」(平成27年度 仙台市環境局)

表 6.2-38 ごみ排出量の推移(多賀城市)

农 0.2-50  この計画量の定例(夕貞城市)									
年度	ŧ	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
人口()	人)	62, 612	61, 451	61, 792	62, 048	62, 480			
ごみ総ป	<b>遣</b> (t)	20, 483	23, 590	22, 327	21, 676	21, 814			
	焼却	18, 113	20, 354	19, 414	18, 994	19, 051			
処理内訳(t)	埋め立て	86	81	95	107	97			
处连门扒(t)	資源化	2, 284	3, 155	2, 818	2, 575	2, 666			
	計	20, 483	23, 590	22, 327	21, 676	21, 814			

出典:「平成26年度版統計書」(平成28年5月 多賀城市)

表 6.2-39 市町村ごみ処理場概要

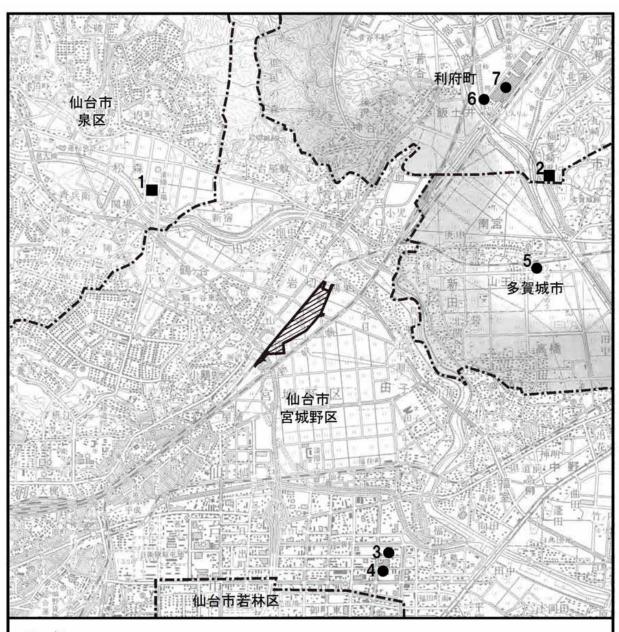
	施設名		管理者	敷地 面積 (m²)	炉形式	処理能力	処理方式	選別方式	
1	松森工場			仙台市	33,924	全連続燃焼式 ストーカ炉	600t/日 (200t/24h×3 炉)	_	_
		ごみ 焼却施設			7,895	全連続燃焼式 焼却炉	180t/日 (90t/24h×2 炉)	_	_
0	宮城東部	ビンカン     7,895     一       宮城東部衛生処理     391城市利府町       場別施設     100円       よな客町     100円			7,895	_	30t/5h	手選別・ 機械選別 併設	5種類 スチール缶 アルミ缶 無色ビン 茶色ビン その他色ビン
2	組合		1.5t/5h	ペットボトル 減容圧縮機	_				
					7,895		10t/5h	その他プラスチック製 容器包装選別減容器	_
		粗大ごみ欠	理施設		7,895	_	30t/5h	乾式回転式	自動選別方 式(可燃物・ 不燃物・ 地生物)

出典:「ごみ処理施設」(仙台市 HP: http://www.city.sendai.jp/shisetsu/kankyo/gomishori/index.html) 「宮城東部衛生処理組合」(HP: http://www.miyagitoubu.jp/01kumiai\_shoukai/kumiai\_shoukai.htm)

表 6.2-40 産業廃棄物処理業者(平成 28 年 1 月 31 日現在)

		表 6.2-40	):	生	未月							_ `					1,				뉽	: 1 <b>工</b>	:)	
							中	間久	0.理	で	きる	6産	業	廃	集物	カの	種	類(	O	)				
	許可業者名	施設所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植残さ	動物固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・コン	鉱さい	がれき類	家畜ふん尿	家畜死体	ばいじん	その他	自動車等破砕物	
3	オデッサ・テク <i>ノ</i> ス 株式会社	仙台市宮城野区 扇町 7-1-31		0																				造粒固化(移動式) →汚泥: 120m³/日 (8 時間稼働)
4	大和工業 株式会社	仙台市宮城野区 扇町 7-3-43		0				0							0		0				0			破砕(移動式)①→ 木くず:301.6t/日 (8 時間稼働) 破砕(移動式)②→ がれき類:3,696t/日 (8 時間稼働) 破砕(移動式)③→ がれき類:3,200t/日 (8 時間稼働)
5	草刈建設 株式会社	多賀城市山王字 山王三区 63																0						破砕(移動式)120t/日 (8 時間稼働) 破砕(移動式)648t/日 (8 時間稼働) 破砕:がれき類 608t/8h
6	佐藤工業 株式会社	宮城郡利府町 利府字新谷地脇 5-10,5-11		0		0	0					0												発酵堆肥化施設→ 汚泥,排酸,排アルカリ,動 植物性残さ: 54t/日(24 時間稼働)
7	シェイアールアクノ	宮城郡利府町 利府字新谷地脇 (JR 新幹線総合 車両センター内)		0																				脱水→汚泥:8m³/日 (8 時間稼働)

出典:産業廃棄物処理業者名簿(平成28年3月1日更新 宮城県循環型社会推進課)



# 凡例

: 計画地

----: 市町·区境界線

■ : 市町村ごみ処理施設(1~2)

● : 産業廃棄物中間処理施設(3~7)

出典:「産業廃棄物処理業者名簿(平成26年9月1日更新 宮城県循環型社会推進課)

「ごみ処理施設」(仙台市HP: http://www.city.sendai.jp/shisetsu/kankyo/gomishori/index.html) 「宮城東部衛生処理組合」(HP: http://www.miyagitoubu.jp/01kumiai\_shoukai/kumiai\_shoukai.htm)

図 6.2-19 市町村ごみ処理施設及び 産業廃棄物処理業者の施設設置位置



S=1:50,000 500 1000

2000m

## 6.2.4 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の学校,病院,社会福祉施設等は,表 6.2-41~表 6.2-42,及び図 6.2-20 に示すとおりである。

住宅の配置の状況は、「6.2.2 土地利用 (1)土地利用状況」に示したように、計画地が水田地帯(市街化調整区域)に位置し、水田等を挟んで住宅地が広がっている。計画地に近い住宅地の用途地域指定は第一種及び第二種住居地域となっている。

なお,学校,病院,文化施設,社会福祉施設等の施設配置の将来計画は確認されていない。 これら施設等に対し、主に考えられる環境影響は、以下のとおりである。

- ・工事の実施,供用後の施設の稼働及び重機等の稼働による大気環境,水環境,土壌環境等への影響
- ・工事用車両や施設への走行・運搬する車両による大気環境等への影響
- ・供用後の鉄道の走行による大気環境への影響

表 6.2-41 配慮が必要な施設等(1/2)

		ガ 必 安 ふ 川				
幼稚園		保育	園			
1	岩切東光第二幼稚園	1	岩切保育所			
2	上田子幼稚園	2	鶴ヶ谷保育所			
3	東盛幼稚園	3	福田町保育所			
4	はなぶさ幼稚園	4	田子希望園			
5	東仙台幼稚園	5	東盛マイトリー園(東盛幼稚園内)			
学校		6	保育所新田こばと園			
1	岩切小学校	7	ひかり保育園			
2	鶴谷東小学校	8	新田すいせん保育所			
3	燕沢小学校	9	福田町あしぐろ保育所			
4	新田小学校	10	新田東すいせん保育所			
5	田子小学校	11	仙台岩切あおぞら保育園			
6	高砂小学校	12	アスク小鶴新田保育園			
7	鶴が丘小学校	13	多賀城すみれ保育園			
8	岩切中学校	スオ	ペーツ施設			
9	西山中学校	1	高砂庭球場			
10	東仙台中学校	2	新田東総合運動場(元気フィールド仙台)			
11	田子中学校	3	仙台市民球場			
12	東北学院中学校	4	スポパーク松森			
13	宮城県宮城野高等学校					
14	東北学院高等学校					
15	仙台市立鶴谷特別支援学校					
病院						
1	仙台市医療センター仙台オープン病院					
2	仙台東脳神経外科病院					
3	岩切病院					

出典:「宮城野区ガイド」(平成26年4月 仙台市宮城野区)

「泉区ガイド」(平成26年4月 仙台市泉区)

幼稚園等一覧(平成26年4月1日現在仙台市)

 $\verb|http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html|$ 

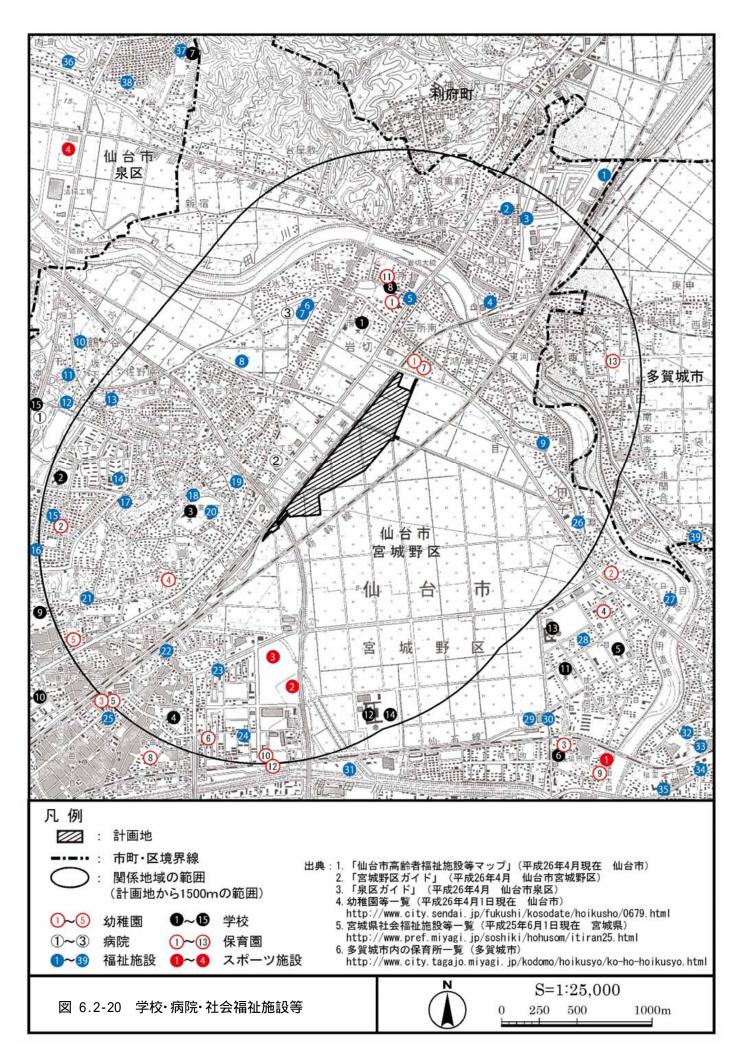
多賀城市内の保育所一覧 (多賀城市)

http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kodomo/hoikusyo/ko-ho-hoikusyo.html

表 6.2-42 配慮が必要な施設等(2/2)

福祉	福祉施設								
1	サニーライフ仙台宮城野(有料老人ホーム)	21	グループホームかりんの家 (認知症高齢者グループホーム)						
2	老人憩の家 岩切東		アサヒサンクリーン(デイサービスセンター)						
3	アミーユ仙台岩切(有料老人ホーム)		東仙台デイサービスセンター						
4	かむりの里(特別養護老人ホーム) ひまわり(ケアハウス) 岩切デイサービスセンターかむりの里	22	(デイサービスセンター・認知症デイサービスセンター・元気応援教室) 地域包括支援センター 東仙台						
5	老人憩の家 岩切	23	わかなの杜(デイサービスセンター・老人短期入所						
6	地域包括支援センター 岩切	20	施設 ショートステイ)						
7	ケアハウスインいわきり	24	ツクイサンシャイン仙台(有料老人ホーム)						
8	愛の家グループホーム仙台岩切 (認知症高齢者グループホーム)	25	老人憩の家 新田						
9	in the first terms of the first	26	グループホームデイジー (認知症高齢者グループホーム)						
9	グループホームみやぎの杜 (認知症高齢者グループホーム )	27	セントケア仙台田子(小規模多機能型委託介護)						
10	ムピュアライフ京原(住宅型有料老人ホーム)	28	デイサービスみやぎの杜						
	エバーグリーンツルガヤ	29	田子のまち(特別養護老人ホーム)						
11	(介護老人保健施設・認知症デイサービスセンター・ 元気応援教室)		宮城野の里(ケアハウス ) 福田町デイサービスセンター I						
12	リーフ鶴ヶ谷(特別養護老人ホーム)	30	宮城厚生福祉会福田町デイサービスセンターⅡ(認						
13	グループホームコスモス鶴ヶ谷 (認知症高齢者グループホーム)		知症デイサービスセンター) 短期入所生活介護施設福田町						
14	ベネッセデイサービスセンター鶴ヶ谷		地域包括支援センター 福田町						
	まどか鶴ヶ谷(有料老人ホーム)	31	仙台市小鶴老人福祉センター						
15	1 1 2 1	32	セントケア仙台福室(小規模多機能型委託介護)						
16	デイサービスあったかの家鶴ヶ谷 (デイサービスセンター)	33	リハビリパーク高砂(介護老人保健施設)						
17	老人憩の家 鶴ヶ谷東	34	ふくむろ接骨院デイサービスセンター						
18	老人憩の家 燕沢	35	ショートステイみはるの杜(老人短期入所施設)						
19	グループホームあたかいご燕沢東 (認知症高齢者グループホーム )	36	シンフォニー松森(小規模多機能型委託介護)						
		37	デイサービス鶴が丘						
20	パルシア(特別養護老人ホーム) 燕沢デイサービスセンター	38	ニチイケアセンター仙台松森(有料老人ホーム)						
I I I dh	地域包括支援センター 燕沢	39	ウインズの森多賀城新田スイートホーム (有料老人ホーム)						

出典:「仙台市高齢者福祉施設等マップ」(平成 26 年 4 月現在 仙台市) 宮城県社会福祉施設等一覧(平成 25 年 6 月 1 日現在 宮城県) http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran25.html



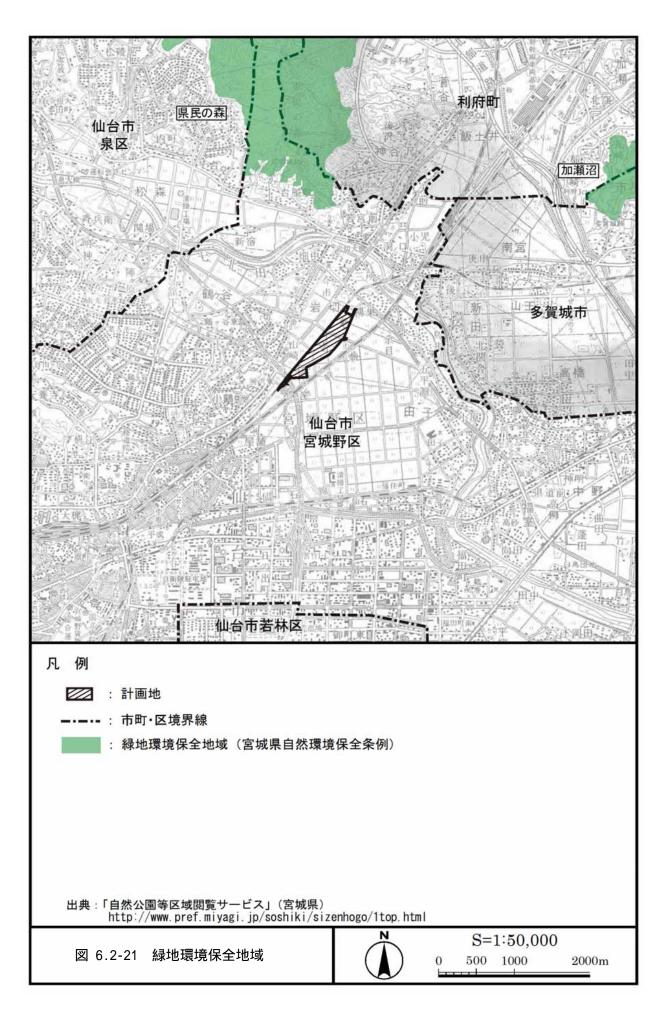
# 6.2.5 環境の保全等を目的とする法令等

- (1) 法令等に基づく指定・規制
- ア 自然環境保全に係る指定地域等の状況

# 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲には、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域として図 6.2-21 に示すとおり、県民の森及び加瀬沼がある。

なお,調査範囲には、自然公園、自然環境保全地域は存在しない。



## 鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 6.2-43~表 6.2-45 及び図 6.2-22 に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定されている。なお、調査範囲内には特別保護地区はない。

表 6.2-43 鳥獣保護区・特別保護地区

名称	左续扣腿	面積	(ha)
<b>冶</b> 柳	存続期間	鳥獣保護区	特別保護地区
仙台	Н34. 10. 31	15, 019	100
松島	Н34. 10. 31	12, 414	3, 444
県民の森	H40. 10. 31	1, 430	_

出典:「平成27年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成27年10月宮城県)

表 6.2-44 特定猟具使用禁止区域(銃)

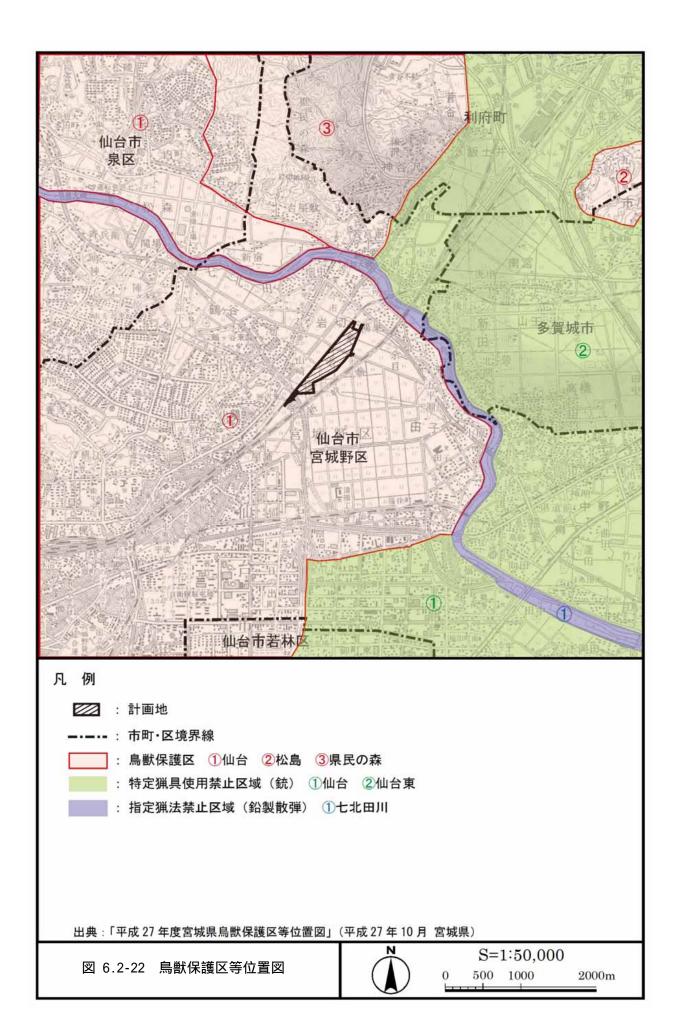
名称	存続期間	面積(ha)
仙台	H46. 10. 31	4, 300
仙台東	H43. 10. 31	5, 454

出典:「平成27年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成27年10月宮城県)

表 6.2-45 指定猟法禁止区域(鉛製散弾)

名称	面積(ha)
七北田川	308

出典:「平成27年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成27年10月宮城県)



# 風致地区

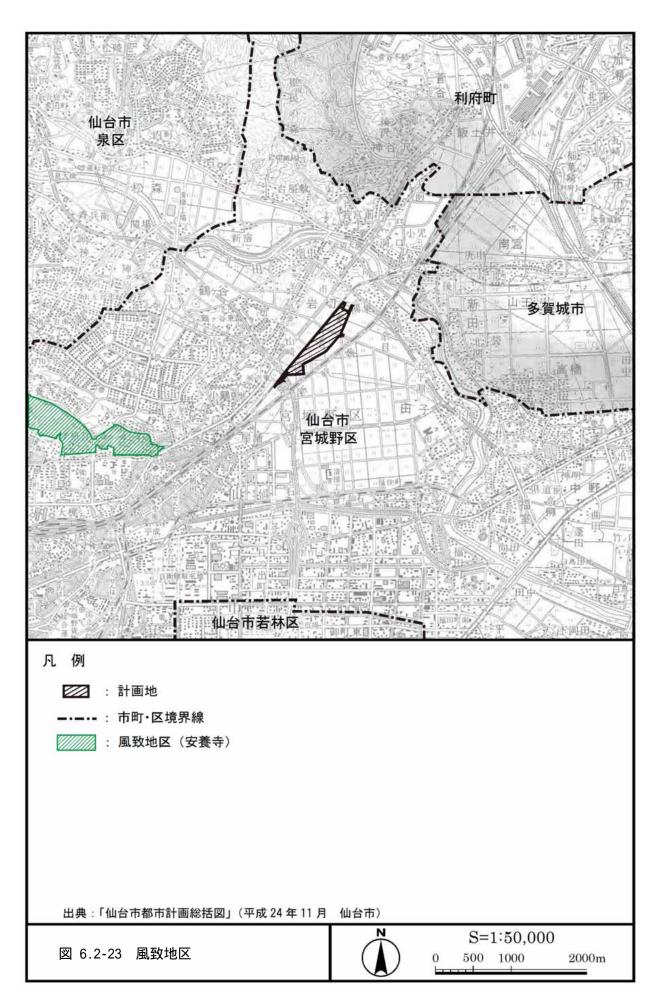
調査範囲における都市計画法に基づく風致地区の指定状況は、表 6.2-46 及び図 6.2-23 に示すとおりである。

調査範囲では、「安養寺」が風致地区に指定されている。

表 6.2-46 風致地区

名称	面積	計画決定年月日	地区の特性
安養寺	68. 1ha	S. 45. 6. 9 県告 449 号	旧市街地の周辺部に残された自然景観とキ リスト教関係施設が集まった特殊人文景観

出典:「仙台市都市計画総括図」(平成25年10月 仙台市)



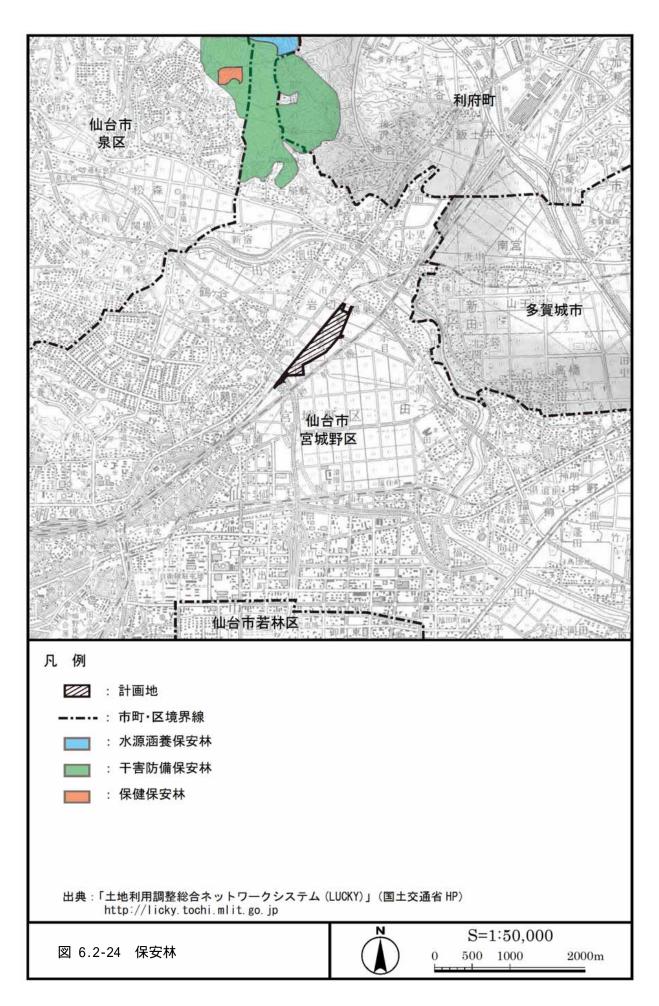
# 保安林

計画地周辺における森林法に基づく保安林の指定状況は、図 6.2-24 に示すとおりである。仙台市の保安林の種別及び面積等は、表 6.2-47 に示すとおりである。

表 6.2-47 仙台市の保安林の種別及び面積等

種 別	面積	備考
水源かん養	3411.87ha	山地一帯の森林
土砂流出防備	312. 02ha	丘陵地緑辺の森林
土砂崩壊防備	18. 30ha	山地や丘陵地の道路ぞいの急傾斜地等の森林
その他の保安林 ( )は兼種分面積	493. 11ha (352. 56ha)	飛砂防備, 防風, 水害防備, 潮害防備, 干害防備, なだれ防止, 落石防止, 防火, 魚つき, 航行目標, 保健, 風致保安林の計

出典:「宮城南部地域森林計画書」(平成22年12月宮城県)



# 保存樹木,保存樹林,保存緑地

調査範囲における,仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」及び多賀城市の「多賀城市樹木の保存に関する要綱」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」、「保存緑地」の指定状況は、「6.1.4 生物環境 (1)植物 イ保存樹木、保存樹林、保存緑地」に示すとおりである。

### イ 公害防止に係る指定地域,環境基準の類型指定等の状況

### 大気汚染

# a) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 6.2-48に示すとおりである。

なお,「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成28年3月 仙台市)では,定量目標として,二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppm(環境基準のゾーンの下限値)以下であること」を目標としている。

表 6.2-48 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり,かつ,1時間値が0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間 平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり,かつ,1時間値が0.20mg/m³以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内または それ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu g/m^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu g/m^3$ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示33号)

### b) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を遵守しなければならない。

### (粉じん)

物の破砕やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して、人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん(現在はアスベストを指定)」以外の粉じんである「一般粉じん」について、表 6.2-49~表 6.2-50に示すように規制が定められている。

#### (ばい煙)

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物,ばいじん(スス),有害物質等の「ばい煙」に関して,表 6.2-51に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

# 表 6.2-49 粉じんに係る規制の種類

# 一般粉じんに係る規制

破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた 構造・使用・管理に関する基準

出典:「大気汚染防止法」(平成22年5月10日 法律第31号)

表 6.2-50 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力:50 t/日以上
2	鉱物(含コークス。以下同じ。) 及び土石の堆積場	面積:1,000m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコ ンベア(鉱物, 土石, セメント用)	ベルト巾:75cm 以上又はバケッ トの内容積:0.03m <sup>3</sup> 以上
4	破砕機及び摩砕機(鉱物,岩 石,セメント用)	原動機の定格出力:75kW以上
5	ふるい(鉱物, 岩石, セメント用)	原動機の定格出力:15kW以上

出典:「大気汚染防止法」(平成22年5月10日 法律第31号)

表 6.2-51 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

No.	表 6.2-51 大気汚染防止法の対象となるI 施設名	規模要件
		・ 伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上
1	ボイラー	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉,加熱炉	・原料処理能力 20 トン/日 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉,焼結炉,か燃炉	・原料処理能力1トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉, 転炉, 平炉	
5	(金属の精製または鋳造用)溶解炉	・火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積 0.5m <sup>2</sup> 以上
6	(金属の鍛造,圧延,熱処理用)加熱炉	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
7	(石油製品,石油化学製品,コールタール製品の製造用)加熱炉	・変圧器定格容量 200kVA 以上
8	(石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉,溶融炉	・火格子面積 1m²以上
10	(無機化学工業品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック 製造用燃焼装置含), 直火炉	・変圧器定格容量 200kVA 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
11	乾燥炉	
12	(製銑,製鋼,合金鉄,カーバイド製造用)電気炉	・変圧器定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
	(銅,鉛,亜鉛の精錬用)	<ul><li>・原料処理能力 0.5 トン/時 以上</li></ul>
14	ばい焼炉,焼結炉(ペレット焼成炉),溶鉱炉,転炉,溶解炉,乾	・火格子面積 0.5m <sup>2</sup> 以上
	燥炉	・羽口面断面積 0.2m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 20リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設	・容量 0.1m <sup>3</sup> 以上
16	(塩素化エチレン製造用)塩素急速冷却装置	
17	(塩化第二鉄の製造用)溶解槽	・塩素処理能力 50kg/時 以上
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用)反応炉	・燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設,塩化水素反応施設,塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム製錬用)電解炉	・電流容量 30kA 以上
	(燐, 燐酸, 燐酸質肥料, 複合肥料製造用〔原料に燐鉱石を使用	・燐鉱石処理能力 80kg/時 以上
21	するもの])反応施設,濃縮施設,焼成炉,溶解炉	・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
		・ 仮性器 に 俗谷 単 200k VA 以上 ・ 伝熱 面積 10m²以上
22	(弗酸製造用)凝縮施設,吸収施設,蒸溜施設	・ポンプ動力 1kW 以上
00	(トリポリ燐酸ナトリウム製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの])	・原料処理能力 80kg/時 以上
23	反応施設, 乾燥炉, 焼成炉	・火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第 2 次精錬 [鉛合金の製造含]・鉛の管,板,線の製造用) 溶解炉	・燃焼能力 10 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉,反射炉,反応炉,乾燥施設	・容量 0.1m³以上 ・燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用)吸収施設,漂白施設,濃縮施設	・硝酸の合成,漂白,濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	WWWEHEND OO D D I THE WAT
31	ガス機関	・燃焼能力 35 リットル/時 以上
32	ガソリン機関	

出典:「大気汚染防止法」(平成22年5月10日 法律第31号)

# 騒音

# a) 環境基準

騒音に係る環境基準は表 6.2-52 に示すとおりである。調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 6.2-25 に示すとおりである。

計画地は, 市街化調整区域(図 6.2-4 都市計画区域図 参照)に該当するため, 類型のあてはめはない。

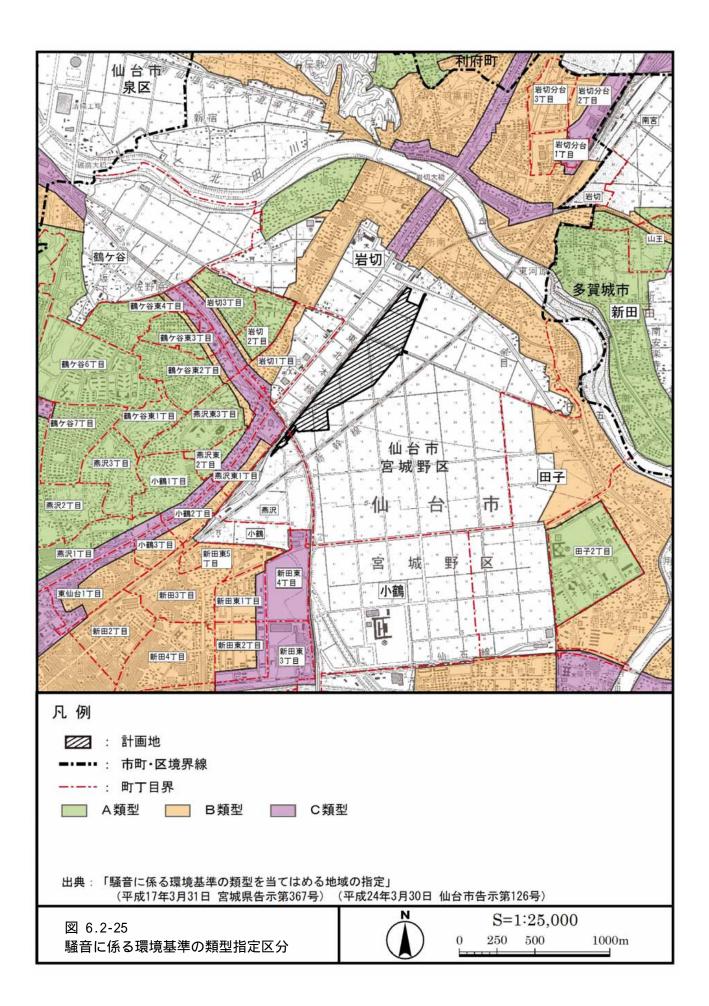
表 6.2-52 騒音に係る環境基準

地域	衣 0.2-32 · 独自	日におる垠児埜午	基準値(L <sub>Aeq</sub> )			
類型	・ カー・ おてけめろ地域   地域の図		昼間 (6 時~22 時)	夜間 (22 時~6 時)		
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項より定められた文教地区(公園の区域を除	頁第二号の規定に	50dB 以下	40dB 以下		
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	一般地域	55dB 以下	45dB 以下		
A	第一種中高層任店専用地域 第二種中高層住居専用地域 (AA の項に掲げる地域を除く。)	2 車線以上の車 線を有する道路 に面する地域	60dB以下	55dB 以下		
В	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 (A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下		
		2 車線以上の車 線を有する道路 に面する地域	65dB 以下	60dB 以下		
C	近隣商業地域 (Bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域	一般地域	60dB以下	50dB 以下		
С	四条地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道 路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下		
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		70dB 以下	65dB 以下		
	幹線交通を担う道路に近接する空間(窓を	45dB 以下	40dB 以下			

注)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2 車線は15m、3 車線以上は20mの範囲を指す。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号 改正平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示第 20 号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)



新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 6.2-53, 表 6.2-54 及び図 6.2-26 に示すとおりである。計画地は、類型指定されていない。

表 6.2-53 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の 類型	地域類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち,都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,第一種中高層住居専用地域,第二種中高層住居専用地域,第一種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし,新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB 以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、 商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起 点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側 の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。 ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB 以下

垃	砂塊外送の沙塊ではので			室 成 目 標 期 間	
お	新幹線鉄道の沿線区域の区分		既設新幹線鉄道に 係る期間	工事中新幹線鉄道に 係る期間	新設新幹線鉄道 に係る期間
а	80 デシベル以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	
h	75 デシベルを超え80 デ	☆ イ 7年以内		- 開業時から3年以内	
l b	b シベル未満の区域	シベル未満の区域 ロ 10年以内	10 年以内		開業時に直ちに
С	c 70 デシベルを超え 75 デシベ ル以下の区域		10 年以内	開業時から5年以内	

#### 備考

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄の b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、 ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道,工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは,それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
  - (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
  - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間, 大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
  - (3) 新設新幹線鉄道 (1) 及び(2) を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日 環告 46)において、環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とするとされている。

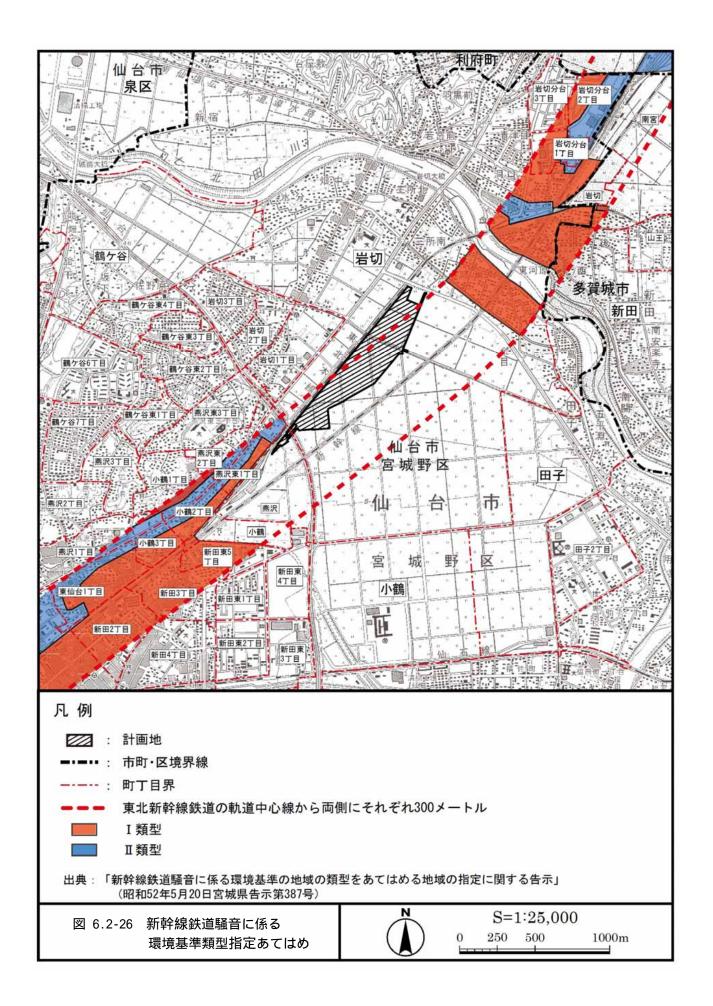
- (1)測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4)評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
- 出典:「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」 (昭和52年5月20日宮城県告示第387号)

表 6.2-54 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(別表)

別表第一					別表		
下り線側		上り	<b>線側</b>	下り	下り線側		線側
起点 終点 (キロメートル) (キロメ	メートル)					起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)
二二二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	しているこの一三三四四四丘丘丘でででいっていていていている。「これではいつ」の一三七一八九一五八一二八〇二五七〇八〇二三七一三九六六一一八六七八一八一四六一六一一一一六一六六一六五六四二三一九六一七八一一一八一一一一一一一四八六四十二十六六六三四二三一九六一七八一一一八一一一一一一四八六四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	- 二二二二二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三二二二二二二二二三三三三	二二二二二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三二二二二二二	三一二年 三一二年 三二二十二年 三二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	大四大一六八四〇四一一一一年末代八四〇四十一一十三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	一	二九三・一六 二九五・一六 二九六・一〇四 三〇二・五一三 三〇二五・一三 三一四四 三一四五・六三 三一四五・六三 三三七・七四

出典:新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示 (昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)

備考 起点及び終点の表示は、東京を起点として軌道中心線に沿った距離(管理キロ程)による。



# b) 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表 6.2-55 に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図 6.2-27 に示すとおりである。

計画地は,市街化調整区域(図 6.2-4都市計画区域図 参照)であり, b 区域にあたる。

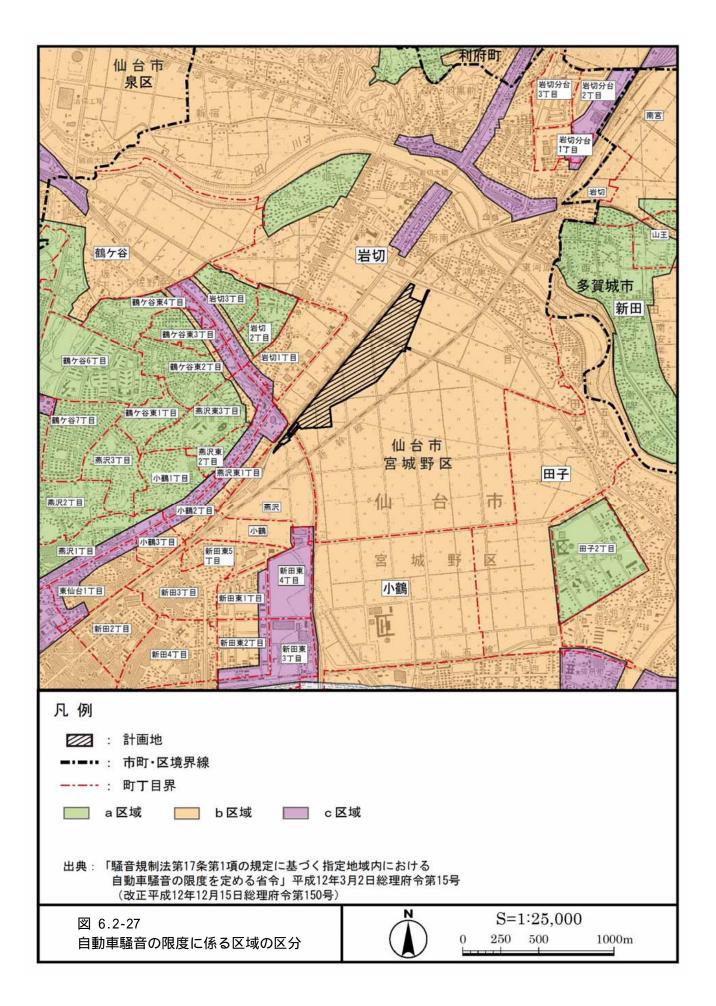
表 6.2-55 自動車騒音に係る要請限度

		要請限	度(L <sub>Aeq</sub> )	
	区域の区分			夜間 (22 時~6 時)
0	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中喜屬住民東田地域	一車線を有する道 路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a	第一種中間層性哲等用地域 特別用途地区のうち文教地区	二車線以上の車線 を有する道路に面 する区域	70dB 以下	65dB 以下
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域(文教地区を除く)	一車線を有する道 路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
b	b 近隣商業地域 (a の項に掲げる地域に囲まれている 地域に限る。)	二車線以上の車線 を有する道路に面 する区域	75dB 以下	70dB 以下
С	近隣商業地域 (b の項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路 に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75dB 以下	70dB 以下

注)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び 自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、 3 車線以上は20mの範囲を指す。

出典: 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号 改正平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)



### c) 規制基準

騒音規制法,宮城県公害防止条例に基づき,工場・事業場に騒音が発生する施設(「特定施設」) を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場等(「特定事業場」) の設置者は、施設を設置した区域(騒音規制法、宮城県公害防止条例)に応じた騒音の規制基準を 遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では、施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等 が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

また、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業(「特定建設作業」)に ついては、予め届出を行うとともに、作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵 守する義務がある。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準を表 6.2-56, 騒音に係る特定施設を表 6.2-57, 騒音規 制法に係る特定建設作業の規制基準を表 6.2-58, 仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制 基準を表 6.2-59 に示す。

計画地は市街化調整区域(図 6.2-4 都市計画区域図 参照)にあたるため,表 6.2-56 では第二種 区域,表 6.2-58~表 6.2-59 では一号区域の規制基準が適用となる。

区域の区分	時間の区分	昼間 (8 時~19 時)	朝 (6 時~8 時) 夕 (19~22 時)	夜間 (22 時~6 時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域,第二 種低層住居専用地域,第一種中 高層住居専用地域,第二種中高 層住居専用地域及び文教地区	50dB	45dB	40dB
第二種区域	第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,準住居地域,市街化調整区域及び地区の指定のない地域	55dB	50dB	45dB
第三種区域	近隣商業地域,商業地域及び準 工業地域	60dB	55dB	50dB
第四種区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

表 6.2-56 丁場・事業場等に係る騒音の規制基準

- 2) 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居 専用地域,または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。 3)都市計画区域外における県条例の特定事業場は,第二種区域の基準を適用する。
- 4) 学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の 周囲 50m の区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典:「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項 の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)

注 1) 基準は敷地境界線上。

表 6.2-57 騒音に係る特定施設

————————————————————————————————————	表 6.2-57 騒音に係る特定施設 - 施設番号					
施設 騒音規	(番号)   県公害	施設の種類	規模又は能力			
制法	防止条例	ルルスマノイ里大人	/元/天人(4配/J			
1-	4-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの				
イ	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの			
口	(2)	製管機械				
ハ	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの			
=	(4)	液圧プレス(矯正プレスを除く)				
ホ	(5)	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上のもの			
^	(6) せん断機		原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの			
1	ASSAULTED					
チ	(8)	ワイヤーフォーミングマシン				
IJ	(9)	ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式の				
1		ものを除く)				
ヌ	(10)	タンブラー				
ル	(11)	切断機(といしを用いるものに限る)				
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの			
3	4-3	土石用又は鉱物用の破砕機, 摩砕機, ふるい及び 分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの			
4	4-4	織機				
5-	4-5-	建設用資材製造のように供する施設で次に掲げるもの	<b>屋はならいわけ、1・ポニッチェリケモがかけばる知み中央日か</b>			
イ	(1)	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が 0.45m³以上のもの			
口	(2)	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの			
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの			
7-	4-7-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	MANAGEMENT CONTROLL SOLUTION OF THE SOLUTION O			
1	(1)	ドラムパーカー				
П	(2)	チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの			
ハ	(3)	砕木機				
	\-/		製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以			
	(4)	帯のこ盤	上のもの、木工用にあっては原動機の定格出力が			
ホ	(5)	丸のこ盤	2.25kW 以上のもの 製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以 上のもの, 木工用にあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの			
^	(6)	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの			
8	4-8	抄紙機				
9	4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)				
10	4-10	合成樹脂用射出成形機				
11	4-11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る)				
	4 10	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害	W 1 2 7 F W 1 L CO 2 CO			
	4-12	その他非常用の事態に使用するものを除く)	出力が 3.75kW 以上のもの			
	4-13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの			
	4-14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15L 以上のもの			
	4-15-	  繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	IOL MINOR			
	(1)	動力打綿機   動力打綿機				
	(2)	動力和				
	(3)	お糸機				
	4-16	コンクリート管、コンクリートボール又はコンクリートく				
		いの製造機又はコンクリートブロック成形機 金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの				
	4-17	金属製品の製造の用に供する肥設で次に掲げるものニューマチックケーソン				
	(1) (2)	製てい機				
	(3)	製 C V 機   製 びょう機				
	(4)	聚いより機   打抜機	 電動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの			
	(4)	打圾機   研削機	電動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの			
	. ,	牡田   秋     北   大   大   大   大   大   大   大   大	-FINANCE THE TITLE TO THE FOLLOWING SAME SAME SAME SAME SAME SAME SAME SAME			
	4-18	次に掲げるもの				
	(1)	切断機				
	(2)	せん孔機				
	(3)	研磨機				

出典: 「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号) 「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 6.2-58 特定建設作業騒音に係る基準(騒音規制法)

	衣 0.2-30 付足生	はTF来触日には	ı	•	間の制限		日上	
		規制基準	開始	終了	実働時間		最大 連続	作業日
	作業の内容	(敷地境界)	一号 二号 区域 区域 (※1) (※2)		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	作業日数	の制限
1.	くい打機(もんけんを除く), くい抜機 又はくい打くい抜機(圧入式を除く) を使用する作業(くい打機をアースオ ーガーと併用する作業を除く)							
2.	びょう打機を使用する作業							
3.	さく岩機を使用する作業(作業地点が 連続的に移動する作業は1日の作業に 係る2地点間最大距離が50mを超えな い作業に限る)							
4.	空気圧縮機(原動機の定格出力が 15kW 以上を使用する作業)(さく岩機の動 力として使用する作業を除く)		午	午				日曜・八
5.	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³以上)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	85dB 以下	前7時~午後7時	前6時~午後10時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	休日における作業のホ
6.	バックホウを使用する作業(原動機の 定格出力が80kW以上のものに限る, 国土交通省が定める低騒音型建設機 械を除く)							禁止
7.	トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が70kW以上のもの に限る,国土交通省が定める低騒音型 建設機械を除く)							
8.	ブルドーザーを使用する作業(原動機の定格出力が40kW以上のものに限る, 国土交通省が定める低騒音型建設機械を除く)	ᄷᄼᄹᄯᄝᅛᄗ						

※1:一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m以内区域

別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域 ※2:二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 186 号) 「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号)

表 6.2-59 指定建設作業騒音に係る基準(仙台市公害防止条例)

			作業時間の制限				最大	
		規制基準	開始終了		実働時間		」取入 」連続	作業日
	作業の内容	(敷地境界)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	作業日数	の制限
1.	ロードカッターその他これらに類 する切削機を使用する作業							日
2.	ブルドーザー・パワーショベル・バック ホウ・その他これらに類する掘削機械 を使用する作業	80dB 以下 (但し学校等の	午前7時~	午前6時	10 時	14 時	連続 6	曜・休日に
3.	振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業	周囲 50m の区域 内にある場合に は 75dB 以下)	午後 7 時	午後9時	間以内	間以内	日以内	おける作業の禁止
4.	はつり作業及びコンクリート仕上げ作 業で原動機を使用するもの							

※1:一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域 ※2:二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典:「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号) 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

### 振動

### a) 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表 6.2-60 に示すとおりである。 計画地は市街化調整区域(図 6.2-4 都市計画区域図 参照)にあたるため,第一種区域の要請限度 が適用される。

表 6.2-60 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法施行規則)

	時間区分	昼間	夜間
区域区分		(8 時~19 時)	(19 時~8 時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	65dB 以下	60dB 以下
第二種区域	近隣商業地域* 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB 以下	65dB 以下

※:近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,第一種中高層住居専用地域,または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。

出典:「振動規制法第16条第1項 同法施行規則第12条」(改正 平成13年3月5日 環境省令第5号) 「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2 に規定する時間について」(平成8年3月29日 仙台市告示第190号)

### b) 規制基準

振動規制法,宮城県公害防止条例に基づき,工場・事業場に振動が発生する施設(「特定施設」)を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場等(「特定事業場」)の設置者は、施設を設置した区域(振動規制法、宮城県公害防止条例)に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では、施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

また、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生させる作業(「特定建設作業」)については、予め届出を行うとともに、作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る振動の規制基準を表 6.2-61,振動に係る特定施設を表 6.2-62,振動規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 6.2-63,仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 6.2-64に示す。

計画地は市街化調整区域にあたるため,表 6.2-61 では第一種区域,表 6.2-63 及び表 6.2-64 では一号区域の規制基準が適用される。

表 6.2-61 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域区分	時間区分	昼間 (8 時~19 時)	夜間 (19 時~8 時)
		(0 时, 219 时)	(13 h4. 00 h4)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域及び地区の指定のない地域	60dB 以下	55dB 以下
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB 以下	60dB 以下

## 注 1) 基準は敷地境界線上。

- 2) 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。
  3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第二種区域の基準を適用する。
  4) 学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 50m
- の区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典:「振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定 により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第188号) 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)

表 6.2-62 振動に係る特定施設

施設看	8号	大 0.2-02 派到に示る行				
騒音規制法 原公害 防止条例		施設の種類	規模又は能力			
1-	5-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの				
イ	(1)	液圧プレス(矯正プレスを除く)				
口	(2)	機械プレス				
ハ	(3)	せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの			
=	(4)	鍛造機				
ホ	(5)	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの			
2	5-2	圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの			
3	5-3	土石用又は鉱物用の破砕機, 摩砕機, ふるい及び 分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの			
4	5-4	織機(原動機を用いるものに限る)				
5-	5-5-	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの				
イ	(1)	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの			
口	(2)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの			
6-	5-6-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの				
イ	(1)	ドラムパーカー				
口	(2)	チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの			
7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの			
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロールを除く)	原動機の定格出力が 30kW 以上のもの			
9	5-9	合成樹脂用射出成形機				
10	5-10	鋳型製造機(ジョルト式のものに限る)				
	5-11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの				
	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの			
	(2)	製管機械				
	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	電動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの			
	5-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態に 使用するものを除く)	出力が 10kW 以上のもの			
	5-13	冷凍機(空調機を含む)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの			

出典:「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)

表 6.2-63 特定建設作業振動に係る基準(振動規制法)

			作業時間の制限				<b>見</b> 士	
		規制基準(敷地境界)	開始終了		実働時間		最大 連続	作業日
	作業の内容		一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	作業日数	の制限
1.	くい打機(もんけん及び圧入式くい 打機を除く),くい抜機(油圧式くい 抜機を除く),くい打ちくい抜き機 (圧入式を除く)を使用する作業		午前7	午前6	10	14	連続	日曜·休
2.	剛球を使用して建築物その他の工作 物を破壊するする作業	75dB 以下	時~午後	時~午後	時間以内	時間以内	6 日 以 内	の単生
3.	舗装版破砕機を使用する作業		7	10	r i	F 3	内	北ける
4.	ブレーカーを使用する作業 (手持式を除く)		時	時				J J

- ※1:一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲80m以内区域
- ※2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護 老人ホーム)の周囲 80m 以外区域
- 出典:「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日 政令第280号)

「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」 (平成8年3月29日 仙台市告示第189号)

表 6.2-64 指定建設作業振動に係る基準(仙台市公害防止条例)

			作業時間の制限				<b>5.4</b>	
		規制基準	開始終了		実働時間		最大 連続	作業日
作業の内容		(敷地境界)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	一号 区域 (※1)	二号 区域 (※2)	作業日数	の制限
1.	ブルドーザー, パワーショベル, バックホウその他これらに類する掘削 機械を使用する作業	75dB 以下 (但し学校 等の周囲	午前 7 時	7 6	10 時	14 時	連続 6	日曜・休日
2.	振動ローラー,ロードローラーその 他これらに類する締固め機械を使用 する作業	50mの区域 内にある場 合には70dB 以下)	~午後 7 時	~午後 9 時	間以内	間以内	日以内	の禁止

- ※1:一号区域とは,第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,第一種中高層住居専用地域,第二種中高層住居専用地域,第二種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,準工業地域,市街化調整区域,工業地域のうち学校等(学校,保育所,幼保連携型認定子ども園,病院,診療所,図書館,特別養護老人ホーム)の周囲80m以内区域
- ※2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護 老人ホーム)の周囲 80m 以外区域
- 出典:「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)
  - 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動への対策として,表 6.2-65 に示す指針等を達成する必要があるとしている。

表 6.2-65 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)

	·					
	(1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動					
指針	源及び障害防止対策等を講ずること。					
1日五1	(2)病院,学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については,特段の配慮					
	をするとともに、可及的速やかに措置すること。					
	(1) 測定単位は、補正加速度レベル(単位デシベル)を用いること。					
	(2) 測定条件は、次のとおりとすること。					
	ア 振動ピツクアツプの設置場所は、緩衝物がなく、かつ、十分踏固め等の行われて					
	いる堅い場所とすること。					
測定方法等	イ 振動ピツクアツプの設置場所は,傾斜又は凹凸のない場所とし,水平面を十分確					
	保できる場所とすること。					
	ウ 振動ピツクアツプは,外囲条件の影響を受けない場所に設置すること。					
	エ 指示計器の動特性は緩(Slow)とすること。					
	(1)新幹線鉄道振動の振動源対策として,構造物の振動低減対策等の措置を講ずるものと					
	すること。なお、以上の措置を講じても現在の防止技術では振動を低減することが困					
	難な場合もあるので,早急に構造物の防振対策,振動遮断対策などの技術開発を図る					
	ものとすること。					
指針達成の	(2)新幹線鉄道振動の障害防止対策として、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築					
ための方策	及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施するものとすること。特					
にめりが泉	に、今後早急に家屋の防振対策技術の開発を図り、家屋補修等により振動の影響を軽					
	減する措置を講ずるものとすること。					
	(3)新幹線鉄道振動対策の実施に当たつては,「新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和 50					
	年7月環境庁告示第46号)」に基づく騒音対策その他の環境対策と有機的に連携して					
	実施するものとすること。					

出典:「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日 環大特32号)

### 悪臭

悪臭規制に係る法規は以下のとおりである。

### a) 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する 地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質(22 項目)による規制が行われている。多賀城市では、悪臭防止法による指定地域内で臭気指数による規制が行われている。

特定悪臭物質の種類及び許容濃度を表 6.2-66 に,調査範囲の規制地域を図 6.2-28 に示す。計画地は,市街化調整区域にあたるため規制区域には指定されていない。

No. 特定悪臭物質の種類 基準濃度 No. 特定悪臭物質の種類 基準濃度 アンモニア 12 イソバレルアルデヒド 0.003ppm 1 1ppm 2 メチルメルカプタン 0.002ppm13 イソブタノール 0.9ppm 3 硫化水素 0.02ppm 14 酢酸エチル 3ppm メチルイソブチルケトン 硫化メチル 0.01ppm 15 4 1ppm 5 二硫化メチル 0.009ppm 16 トルエン 10ppm 6 トリメチルアミン 0.005ppm17 スチレン 0.4ppm 7 アセトアルデヒド キシレン 0.05ppm 18 1ppm 8 プロピオンアルデヒド 0.05ppm 19 プロピオン酸 0.03ppm ノルマルブチルアルデヒド 9 0.009ppm 20 ノルマル酪酸 0.001ppm 10 イソブチルアルデヒド 21 ノルマル吉草酸 0.02ppm 0.0009ppm 11 ノルマルバレルアルデヒド 0.009ppm22 イソ吉草酸 0.001ppm

表 6.2-66 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

出典:「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

#### b) 宮城県公害防止条例

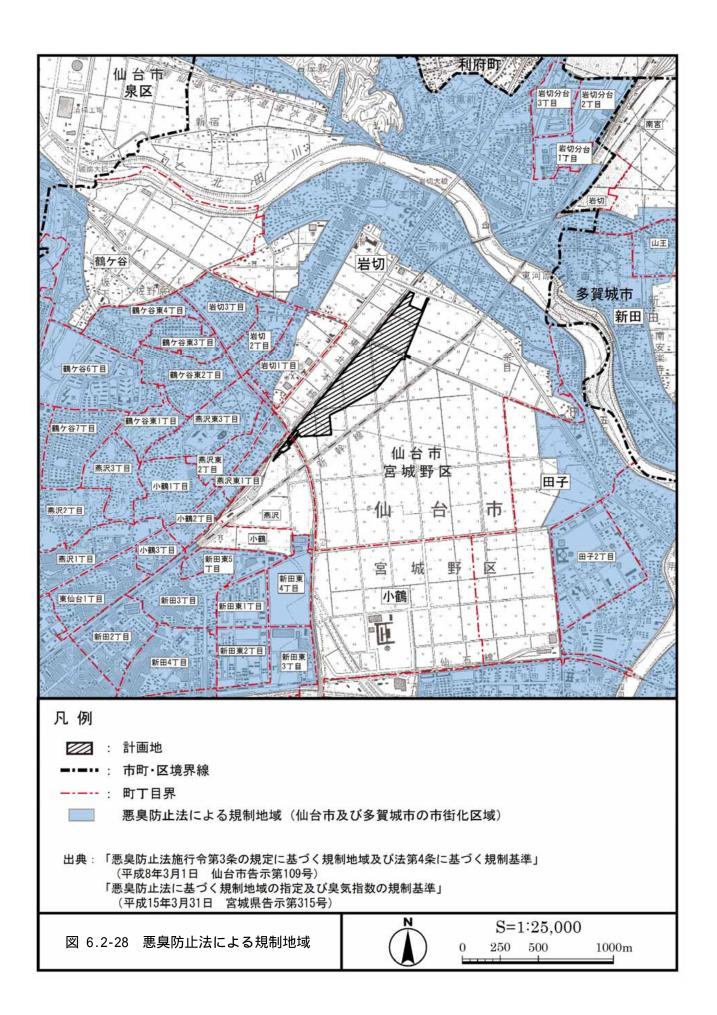
「宮城県公害防止条例」では、県内全域(悪臭防止法指定地域を除く)を対象に、特定施設に対し、臭気指数による規制基準(敷地境界線臭気指数15)が定められている。

## c) 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」に定めるもののほか、事業者は工場等(農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業の事業の用に供する施設及び作業)から発生する悪臭について、判定基準(敷地境界線で臭気強度 1.8)を遵守するよう努め、悪臭の排出を抑制するため必要な措置を講じなければならないとされている。

### d) 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導(敷地境界線で臭気濃度 10)されている。



#### 水質汚濁

#### a) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 26項目が「要監視項目」とされ、公共用水域や地下水の水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は表 6.2-67 及び表 6.2-68 に示すとおりである。

表 6.2-67 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値(※)
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

<sup>※:</sup>基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

<sup>※:「</sup>検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 最終改正 平成 28 年 3 月 30 日 環境省告示第 37 号)

表 6.2-68 要監視項目及び指針値

公共用水域		地下水	
項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	イソキサチオン	0.008mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	ダイアジノン	0.005mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	オキシン銅(有機銅)	0.04mg/L 以下
オキシン銅(有機銅)	0.04mg/L 以下	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	プロピザミド	0.008mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	EPN	0.006mg/L 以下
EPN	0.006mg/L以下	ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下	クロルニトロフェン(CNP)	_
クロルニトロフェン(CNP)	_	トルエン	0.6mg/L以下
トルエン	0.6mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	ニッケル	_
ニッケル	_	モリブデン	0.07mg/L以下
モリブデン	0.07mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	ウラン	0.002mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下		
ウラン	0.002mg/L以下		

出典:「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号)

生活環境項目について、河川ごとにあてはめるべき水域と類型を表 6.2-69~表 6.2-71 及び図 6.2-29 に示す。

調査範囲では、七北田川中流がB類型、七北田川下流及び梅田川がC類型に指定されている。

## 表 6.2-69 生活環境保全に係る環境基準(河川)(1/2)

ア

項目				基準値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級,自然環境保 全,及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級,水産1級, 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
В	水道3級,水産2級, 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
С	水産3級,工業用水1級,及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級,農業用 水及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	_
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	-

- 注 1) 基準値は日間平均値とする(湖沼,海域もこれに準ずる)。
  - 2) 農業用利水点については、水素付い濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
  - 3) 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
    - 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
    - 水道2級:沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
    - 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
    - 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
    - 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
    - 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用工業用水1級:沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

    - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
    - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度
- 出典:「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」
  - (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

# 表 6.2-70 生活環境保全に係る環境基準(河川)(2/2)

1

		基準値			
	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物 A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる 水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

注) 基準値は年間平均値とする(湖沼,海域もこれに準ずる)。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」 (昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 6.2-71 水域類型あてはめ

水系•水域	水域の範囲		達成 期間	指定 年月日	指定 機関
	七北田川中流(七北田橋より梅田川合流点まで)	В	П	S47. 4. 28	県
七北田川	七北田川下流(梅田川合流点より下流)	С	П	S47. 4. 28	県
	梅田川(七北田川合流点より上流)	С	イ	H17. 9. 16	県

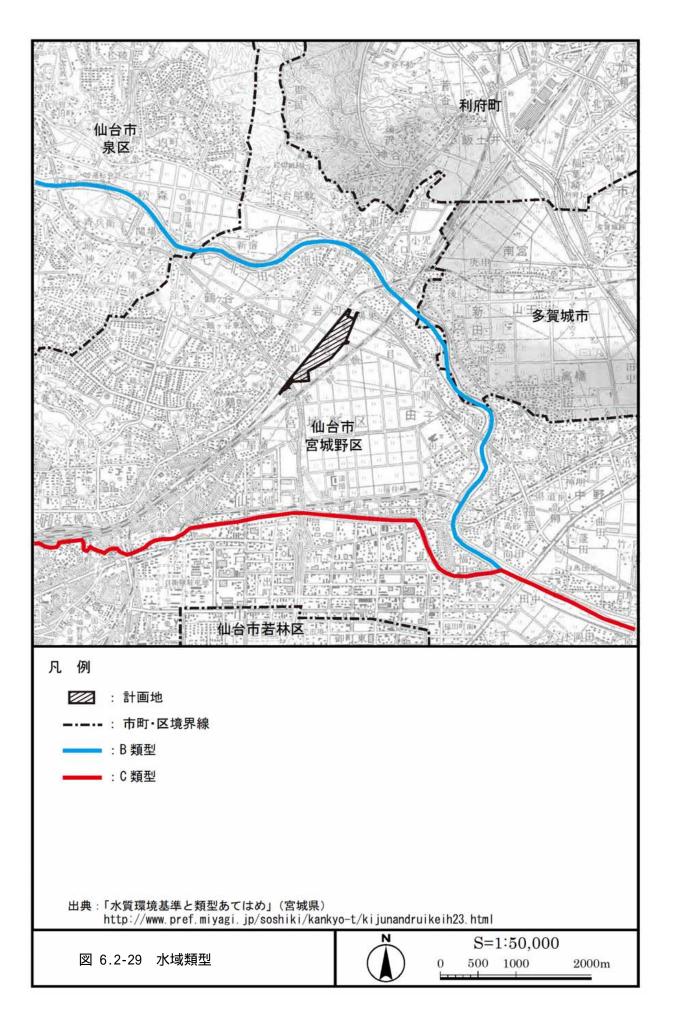
注) 達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。 「イ」:直ちに達成,

「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成,

「ハ」:5年をこえる期間で可及的速やかに達成,

「ニ」: 段階的に暫定目標を達成しつつ,環境基準の可及的速やかな達成を図る。 出典: 「環境基準の水域類型の指定」(昭和47年4月28日宮城県告示第373号)

「環境規準と類型あてはめ」(宮城県)



# b) 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表 6.2-72 及び表 6.2-73 に示すとおりである。

表 6.2-72 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(1/2)

区分	項目	一律排水基準(法指定)	地下浸透基準
	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.001mg/L
	シアン化合物	1mg/L	0. 1mg/L
	有機燐化合物 (パラチオン, メチル パラチオン, メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L	0. 1mg/L
	鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
	六価クロム化合物	0.5mg/L	0.04mg/L
	砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005mg/L
	トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	0. 2mg/L	0.002mg/L
水質	四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg/L
に依	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg/L
がる。	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002mg/L
水質に係る排水基	1,2-ジクロロエチレン	シス体として 0.4mg/L	シス体及びトランス体として それぞれ 0.004mg/L
準	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L	$0.0005 \mathrm{mg/L}$
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg/L
	チウラム	0.06mg/L	0.0006mg/L
	シマジン	0.03mg/L	0.0003mg/L
	チオベンカルブ	0. 2mg/L	0.002mg/L
	ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg/L
	セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002mg/L
	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L	0.2mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L	0. 2mg/L
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	アンモニア又はアンモニウム化 合物にあっては 0.7mg/L, 亜硝酸 化合物にあっては 0.2mg/L, 硝酸 化合物にあっては 0.2mg/L
	塩化ビニルモノマー	_	0.0002mg/L
III.	1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.005mg/L

出典:「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号 最終改正:平成 27 年 9 月 18 日 環境省令 第 33 号)

(平成元年8月21日 環境庁告示39号 改定平成24年 環告87号)

<sup>「</sup>水質汚濁防止法施行規則」(昭和46年6月19日 総理府・通商産業省令第2号)

<sup>「</sup>水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

表 6.2-73 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(2/2)

		7.	k質汚濁防止液	去	宮城県公害	仙台市公害
	区分		特別排水基準※1※5		防止条例	防止条例
項目	E 7/	一 般 排水基準	下 水 道 整備区域	その他 の区域	50 ㎡/日以上 25 ㎡/日以上**	50 ㎡/日以上 25 ㎡/日以上***
	排水	50 ㎡/日以上	<b>25</b> m³/	日以上	50 ㎡/日以上 25 ㎡/日以上**	50 ㎡/日以上 25 ㎡/日以上***
pH(水素指数)	海域に排出する場合	5.0~9.0	_	_	5.0~9.0	5.0~9.0
рп(小糸疳剱)	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合 に適用)		160 (120)	30 (20)	130 (100)	160 (120)	160 (120)
COD (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160 (120)	160 (120)	160 (120)	160 (120)	160 (120)
浮遊物質量		200 (150)	90 (70)	200 (150)	200 (150)	200 (150)
ノルマルヘキサン	鉱油類	5	5	5	5	5
抽出物質含有量	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数(個/1 cm³)		(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)
室素含有量※2		120 (60)	120 (60)	120 (60)	120 (60)	_
燐含有量 <sup>※3</sup>		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	_

- ※:()の数値は日間平均値
- ※1: 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m³以上の特定事業場に適用される。
- ※2:青下ダム,月山池,丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
- ※3:青下ダム,大倉ダム,月山池,七北田ダム,丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
- ※4: 宮城県公害防止条例, 仙台市公害防止条例ともに\*1 の地域に排出する場合は, 1 日当りの排出量が 25m³以上の事業場が規制対象となる。
- ※5: 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、 当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年 12 月 23 日 宮城県条例第 40 号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準」(仙台市)

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には,「下水道法」,「仙台市下水道条例」により表 6.2-74 に示すように排水基準が定められている。

表 6.2-74 下水排水基準

項目		基準値
水温		45℃未満
水素イオン濃度		5 を超え 9 (12)未満
生物化学的酸素要求量(BOD)		600 (1200)mg/L 未満
浮遊物質量(SS)		600 (1200)mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5 mg/L 以下
含有量	動植物油脂類	30 (150)mg/L 以下
よう素消費量		220 mg/L 未満
フェノール類		5 mg/L 以下
銅及びその化合物		3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物		2 mg/L 以下
鉄及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下
マンガン及びその化合物(溶解性	E)	10 mg/L 以下
クロム及びその化合物		2 mg/L以下
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L以下
シアン化合物		1 mg/L以下
有機燐化合物		1 mg/L 以下
鉛及びその化合物		0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物		0.5 mg/L 以下
砒素及びその化合物		0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の	水銀化合物	0.005 mg/L以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン		0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン		0.2 mg/L 以下
四塩化炭素		0.02 mg/L 以下
1.2-ジクロロエタン		0.04 mg/L以下
1.1-ジクロロエチレン		1 mg/L 以下
シス-1.2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L 以下
1.1.1-トリクロロエタン		3 mg/L以下
1.1.2-トリクロロエタン		0.06 mg/L以下
1.3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L 以下
チラウム		0.06 mg/L 以下
シマジン		0.03 mg/L以下
チオベルカンプ		0.2 mg/L 以下
ベンゼン		0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物		0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物		10【230】mg/L以下
ふっ素及びその化合物		8 【15】mg/L以下
アンモニア性窒素,亜硝酸性窒	素及び硝酸性窒素含有	380 mg/L 未満
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L 以下
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L 以下

注 1) ( )内の基準値は、一日平均排水量が 50m3 未満の場合に適用。

出典:「下水道法」(平成17年月22日 法律第70号)

「下水道法施行令の一部を改正する政令について」(国土交通省 平成 26 年 11 月 14 日) 「仙台下水道条例」(仙台市条例第 19 号)

<sup>2) 【 】</sup>内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

# c) 農業用水基準

「農業(水稲) 用水基準」は農林水産省が昭和44年春から約1ヶ年間,汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和45年3月に定めた基準である。法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

農業(水稲) 用水基準は、表 6.2-75 に示すとおりである。

表 6.2-75 農業(水稲)用水基準

	項目	基準値	
pH(水素イス	オン濃度)	6.0~7.5	
COD(化学的	]酸素要求量)	6 mg/L 以下	
SS(浮遊物質	質)	100 mg/L以下	
DO (溶存酸素)		5 mg/L以上	
T-N(全窒素濃度)		1 mg/L以下	
電気伝導度	(塩類濃度)	0.3 mS/cm以下	
	As (ヒ素)	0.05 mg/L以下	
重金属	Zn(亜鉛)	0.5 mg/L以下	
	Cu (銅)	0.02 mg/L以下	

出典:「平成27年版 宮城県環境白書」(平成27年12月 宮城県環境生活部環境政策課)

#### 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として 26 項目設定されていた人の健康の保護に関する環境基準は、平成 21 年 11 月に新たに塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサンが追加され、28 項目となった。また、シス-1, 2-ジクロロエチレンにかわり、1, 2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)が追加されている。さらに、1, 1-ジクロロエチレン、カドミウムについては基準値が見直され、1, 1-ジクロロエチレン 0. 1mg/L、カドミウム 0. 003mg/L に変更されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 6.2-76に示すとおりである。

表 6.2-76 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

出典: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号) 改正 平10環告23, 平11環告16, 平20環告41, 平21環告79, 平23環告95, 平24 環告85, 平26環告40, 平26環告127

<sup>2) 「</sup>検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

#### 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っている。対象事象実施区域は「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」で地下採取規制地域に指定されている(図 6.1-17 参照)。

#### 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は27項目について設定されている。 土壌の汚染に係る環境基準は表6.2-77に示すとおりである。

表 6.2-77 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり,かつ農用地においては,米 1kg に
· · · · ·	つき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、
	土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において,土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

#### 備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム, 鉛, 六価クロム, 砒(ひ)素, 総水銀, セレン, ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては, 汚染土壌が地下水面から離れており, かつ, 原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.00mg, 0.001mg, 0.03mg, 0.03mg,
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN をいう。

出典:「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境省告示第46号)

## ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染,水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準は表 6.2-78 に示すとおりである。

表 6.2-78 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り 付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガス クロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	JIS K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し,高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性と換算した値とする。
  - 2) 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。
  - 3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典: 「ダイオキシン類による大気の汚染, 水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

#### 日照阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく仙台市の目影規制は表 6.2-79 に示すとおりである(図 6.2-4 都市計画区域図 参照)。

計画地は市街化調整区域であるため、日影規制の対象とならない。

表 6.2-79 日影規制

	建築基準法	参考			
対象地域	別表第4(に)	制限を受ける	平均地盤面	日影時間(※)	
	欄の項	建築物	からの高さ	10m 以内	10m 超
第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域	()	軒の高さが 7m 超える又は 3 階 建以上	1.5m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地 域,第二種中高層住居専用 地域	(二)	10m 超える	4m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,準工業地域	(二)	10m 超える	4m	5 時間	3 時間

※ 「日影時間」欄に示す「10m 以内」「10m 超」は、敷地境界線からの水平距離を示す。

出典:「建築基準法」(平成20年5月23日 法律第40号)

#### ウ 災害防止に係る指定地域等の状況

計画地付近には、砂防指定地及び地すべり防止区域等の防災関連法律による指定区域は存在しない。

#### エ 景観の保全に関する条例

仙台市では、平成7年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指 して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

平成 16 年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成 21 年 3 月 17 日に景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定し、7 月 1 日より施行されている。

仙台市全域を対象とした景観計画区域内では建築物及び工作物に対する取り組みとして、届出の対象となる行為(表 6.2-80)と良好な景観形成のための行為の制限(表 6.2-81)を定めている。

表 6.2-80 届出対象行為等

届出対象規模(表のいずれかに該当するもの)		
建築物	高さが 20m を超えるもの	
<b>建架初</b>	延べ面積が 3,000m² を超えるもの	
	高さが 30m を超えるもの	
上 工作物	延長が 50m を超える橋りょう,高架道路,アーケード等	
,, ,,	高さが 6m を超え,かつ延長が 50m を超える擁壁 (道路に沿って築造されるもの)	
建築物の屋上に 工作物がある場合	工作物を含めた高さが 30m を超えるもの	

出典:「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

表 6.2-81 景観計画区域(自然景観ゾーン)における行為の制限

	対象項目		自然景観ゾーン(都市計画区域外及び市街化調整区域)
×			山並み緑地ゾーン,河川・海岸地ゾーン,田園地ゾーン
	形態・意匠		・屋根,壁面は,眺望に配慮し,周囲の風景と違和感のない形態・意匠とする。 ・建物配置は,地形に対峙せず,緑地,水辺等へのアクセスを遮らない工夫をする。 ・門塀等の外構施設は,周囲の景観と違和感のないものとする。 ・屋外設備は,建築物との一体化や外部からの見通しに対する遮蔽を工夫する。
建	高さ		・周囲からの眺望に配慮し,背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。 ・里山や田園地の集落景観と調和し,違和感のない高さとする。
建築物	色彩		<ul> <li>・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。</li> <li>・外壁の基調色は、主に低彩度の色彩とする。</li> <li>・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。</li> <li>色相 5R~5Y の場合、彩度 4 以下</li> <li>色相がその他の場合、彩度 2 以下</li> </ul>
	緑化	$\vee$	<ul><li>・周囲の自然環境を借景として取り入れる緑化を工夫する。</li><li>・既存の樹木や緑、水辺を保全し、自然を活用した緑化を工夫する。</li></ul>
工	形態・意	意匠	・橋りょう,擁壁等の構造物は,周辺環境や遠景,中景,近景に配慮した,質の高いデザインと修景とする。
作物	高さ	7	<ul><li>・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。</li><li>・里山や田園地の集落景観と調和し、違和感にない高さとする。</li></ul>
	色彩	1/2	・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。

出典:「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

## (2) 行政計画・方針等

#### ア 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

# 仙台市総合計画

仙台市総合計画の"基本構想"においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示してある。"基本構想"では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

"基本構想"を実現するための"基本計画"では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表6.2-82に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 6.2-82 重点政策

表 6.2-82 重点政策			
重点政策	施策の方向性		
学びを多彩な活力につなげ る都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。 ・学びを楽しむミュージアム都市の推進		
	<ul><li>・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり</li><li>・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力</li></ul>		
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。		
云うくり	・共生・健康社会づくり		
	・子育て応援社会づくり		
	・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み		
自然と調和した持続可能な	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。		
都市づくり	・低炭素・資源循環都市づくりの推進		
	・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進		
	・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり		
人をひきつけ躍動する仙台 の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。		
,_,,	・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み		
	・未来への活力を創る産業の育成・誘致		
	・新たな都市軸の形成と活用		
	かけて、4.4月1114年117月2月27日1日7日		

出典:「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」(平成 23 年 3 月 仙台市)

分野別計画では、表 6.2-83 に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」(3分野 30基本的施策)、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」(3分野 23基本的施策)ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 6.2-83 分野別計画

-	表 6.2-83 分野別計画					
学び	「の都・共生の都の実現をめざす	潤いの都・活力の都の実現をめざす				
1. 学びや 楽しみを多様な創造に つなげる都 市づくり	学びの資源を生かしたまちづくり ・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 ・多様な学びの拠点の充実 ・学びを楽しむことのできる環境整備 ・大学等と連携したまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり ・生きる力を育む学校教育の充実 ・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 ・子どもたちの成長を応援する地域づくり 文化芸術やスポーツを生かした都市づくり ・市民の創造性を生かす文化芸術の振興 ・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興	1. 調続環づくり	低炭素・資源循環都市づくり ・低炭素都市づくり ・資源循環都市づくり ・良好で快適な環境を守り創る都市づくり 自然と共生する都市づくり ・豊かな自然環境の保全 ・緑と水のネットワークの形成 ・身近で魅力的な公園の整備 ・風格ある景観の形成			
2. 健康で 安全に安心 して暮らす ことができる まちづくり	心身ともに健康な暮らしづくり ・健康づくりの推進 ・医療・救急体制の充実 災害に強い都市づくり ・災害に強い都市構造の形成 ・災害への対応力の強化 ・地域の連携による防災力の向上 安全・安心な暮らしづくり ・基礎的な生活基盤の整備・管理 ・地域の安全対策の充実 ・暮らしの安全の確保	2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり	機能集約型市街地づくりと地域再生 ・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 ・拠点の機能の強化・充実 ・都市構造の基軸となる都市軸の形成 ・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり ・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 ・便利で安全な交通環境の構築 ・都市活動を支える道路ネットワークの構築			
<ol> <li>共に生き 自立できる 社会づくり</li> </ol>	誰もが共に生き自己実現できる環境づくり ・ひとにやさしい都市環境の構築 ・男女共同参画社会の形成 ・外国人が暮らしやすい社会の形成 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり ・明るく元気に育つ環境づくり ・安心して子育てができる社会づる地域 ・子どもと子育で家庭を応援する地域 ・子どもと子育で家庭を応援する地域 ・高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり ・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり ・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまで活力に満ちた生活を送ることができるままがくり ・事者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり ・自立した地域生活を送ることができるまちづくり ・自ちいしてもあまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり	<ol> <li>会わ力く</li> </ol>	都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり ・人をひきつける仙台ブランドの創造 ・広域交流機能の充実 ・世界につながる都市づくり ・東北各地域との連携の強化 暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり ・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 ・付加価値の高い産業の振興 ・情報通信技術を生かした活力づくり ・P心部・地域商店街の活力づくり ・多面的機能を有する農林業の活性化			

出典:「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」(平成 23 年 3 月 仙台市)

#### 仙台市都市計画マスタープラン - 都市計画に関する基本的な方針 -

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、 市町村の建設に関する基本構想(地方自治法第 2 条第 4 項)並びに、都市計画区域の整備、開発及 び保全の方針(都市計画法第6条の2)に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、 本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は,仙台市基本構想に掲げた,21世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし,仙台市基本計画の計画期間とあわせ,平成24年度~平成32年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 6.2-84 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 6.2-85, 及び図 6.2-30 に示す土地利用の基本方針では、本計画地が該当する「集落・里山・田園ゾーン」の基本方針として、「自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る」、また、「田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全する」こととされている。

また,表 6.2-86 に示す都市づくりの基本的な方向においては,自然環境の保全・継承が掲げられており,1)豊かな自然環境や水環境の保全・継承,2)集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化,3)多様な生態系の保全と水源の涵養,4)東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生,を図ることとされている。

#### 表 6.2-84 都市づくりの目標像

#### 21世紀半ばを展望した都市づくりの目標像

目標像

杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市

~活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり~

○ 機能集約型都市の形成を一層推進し,東北の中枢都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとと もに,地域の特性を最大限活かし,地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた 良好で暮らしやすい市街地を形成します。

そして,豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した,機能集約型都市を未来につないでいきます。

○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。

また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。

- 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策 など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしや すいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。
- 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、 地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめ ざします。
- 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。

また,公共サービスの提供や都市政策の課題解決において,新しい市民協働,市民参加の枠組み を創出し,新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典:「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月 仙台市)

## 都市空間形成の基本的な考え方

- ○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山,河川の豊富な水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため,法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに,魅力ある「杜の都」を創造する。
- ○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指す。
- ⇒以上を実現するため今後, 市街地の拡大は抑制することを基本とし, 土地利用と交通施策の一体的推進と, 暮らしに関連する施策の連携により, 都心, 拠点, 都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し, さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって, 「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりを進める。

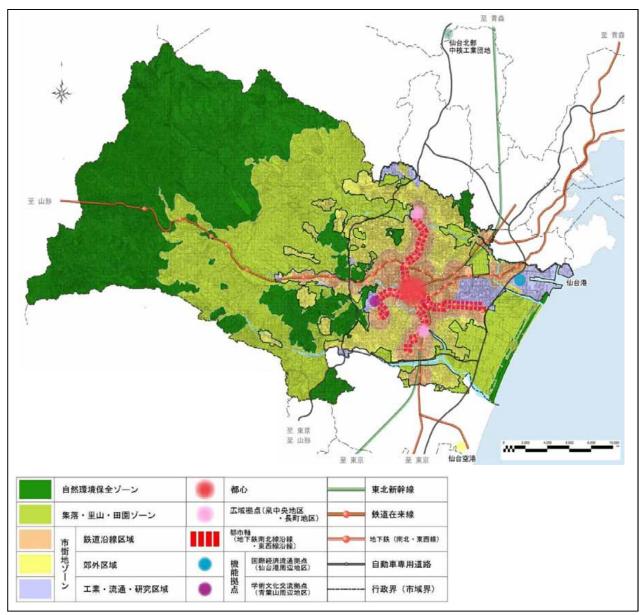
# 土地利用の基本方針

	=	
自然	環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する
		自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。
	・里山・田園	土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。
ゾー	ン	里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に 努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地
		域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
		市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに
市街	地ゾーン	区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産などを活かし、環境負荷にも配慮しながら活力があり魅力的な市街地空間を形成する。
		交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能
	鉄道沿線区域	の一層の集積を図る。
		また、被災者の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。 それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積と
	工業・流通・	ともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。
	研究区域 	また, 大震災への備えとしての防災機能を高めるため, 都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。
		市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な
	郊外区域	生活環境の形成を図る。   特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、
		福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりに
		よる地域再生を進める。
		また,丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。

#### 都心、拠点 都市軸形成の基本方針

和心,	が、ため、ための一般の一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ				
都心		東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。			
拠点	Ä	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。			
	広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわ しい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。			
	機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」,青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」 を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。			
都市	<b>行軸</b>	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を,十文字型の「都市軸」と位置づけ,駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また,被災者の安全な住まいの確保に向けて,「都市軸」への移転を推進する。			
	東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。			
	南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点 との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。			

出典:「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月 仙台市)



出典:「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月 仙台市)

図 6.2-30 土地利用方針図

## 表 6 2-86 都市づくりの基本的な方向

		表	6.2-86 都市づくじ	の基本的な万回
0=	上地	利用に関する基本的な方向	自然と調和した,機能質	集約型市街地の形成と地域の再生を図ります
		都心の機能強化・拡充 1)多様な都市機能の集積・高度化 2)都市基盤の整備と市街地環境の改 3)都心交通環境の改善・強化 拠点の機能強化・充実	女善	4)緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 5)魅力や利便性を生かした都心居住の推進
		1)広域拠点に魅力的で個性ある都市 2)機能拠点に国際的な経済物流交流	流機能と学術文化交流機能	の集積
4.		都市構造の基軸となる都市軸の开 1)地下鉄東西線沿線に地域特性や 2)南北線沿線に都心と広域拠点との 3)都市軸沿線居住の推進	多様な資源を生かした都市	
方針		良好な市街地の形成 1)鉄道沿線区域に暮らしを支える都 2)工業・流通・研究区域に産業機能。 3)大規模施設跡地などの魅力的で周 4)住み替えしやすい環境の構築	の集積と産業構造の変化に	
	5.	郊外区域の地域再生 1)暮らしを支える都市機能の維持・改 2)生活に必要な地域交通の確保	(善	3)さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6.	自然環境の保全・継承 1)豊かな自然環境や水環境の保全・ 2)集落・里山・田園環境の保全と農木 3)多様な生態系の保全と水源の涵養 4)東部地域の貴重な自然環境と恵み	対地域の活性化 を	手生
03	を通	に関する基本的な方向	公共交通を中心とした	,利便性の高い総合交通体系の構築を図ります
	7.	鉄道を中心とした総合交通体系の 1)地下鉄東西線の整備 2)既存鉄道の機能強化 3)鉄道と連携したバス路線網への再		4)交通結節機能の強化 5)都市活動を支える幹線道路網の構築 6)広域交通基盤の防災機能の強化
方針		便利で快適な交通環境の構築 1)乗り継ぎ利便性の向上 2)利用しやすい運賃やサービスの導	入	3)交通施設のバリアフリー化の推進
	9.	環境にやさしい交通手段への転換 1)過度な自動車利用から公共交通系 2)自転車利用の推進		3)公共交通などの適正な利用の推進
	方災	・環境に関する基本的な方向	災害に強く、環境にや	さしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります
方針	10	. 災害に強く安全で安心な都市空 1)都市施設の防災性向上などによる 2)公共施設や都市施設などの整備と 3)高齢者などにやさしく子育てしやす 4)防犯に配慮した都市環境の構築 5)多重防御による総合的な津波対策 6)丘陵地などの安全で安心な宅地の	災害に強い都市の構築 適切なマネジメントの推進 い都市環境の構築 ほと安全性の高いまちづくりの	り推進
	11	<ul><li>エネルギー負荷の少ない都市空 1)建築物などの省エネルギー性能の 2)地域で活用できる高効率エネルギ</li></ul>	向上	3)自然の働きを生かした都市空間の形成 4)エコモデルタウンの構築
○ ¾	录• 5	景観に関する基本的な方向	都市の美しさと豊かさる	を備えた、都市空間の形成を図ります
方		. 緑豊かで潤いある都市空間の形 1)緑と水による潤いのある都市空間の 2)市民ニーズを反映した魅力ある公	の形成	3)自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
針	13	2)市民ニーズを反映した魅力ある公 . 風格ある都市景観の形成 1)「杜の都」にふさわしい都市景観の 2)魅力的な街並みの形成		3)歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
OF		協働に関する基本的な方向	推進を図ります	を支援するとともに,市民力の拡大と新しい市民協働の
方針		. きめ細やかなまちづくりへの総合 1)地域特性に応じたきめ細かな対応 2)地域住民のまちづくり活動の支援:	強化	3)地域住民との情報共有
		. 市民力の拡大と新しい市民協働 1)市民参画の機会の拡充 2)まちづくり主体の交流と連携の推進	<u>É</u>	3)市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4)復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり
		<ul><li>「仙台市都市計画マスタープラ</li></ul>		

出典:「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月 仙台市)

# 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)

「仙台市環境基本条例」(平成8年3月 仙台市条例第3号)に基づき定められた「杜の都環境プラン」は、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものである。

平成23年度~平成32年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」では、おおむね21世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像(環境都市像)と、環境都市像を具現化するため4つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。なお、同プランは計画期間が10年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成27年度に中間評価が実施され、平成28年3月に計画の一部が改定されている。表6.2-87に環境都市像を示す。

,	<b>7</b> - <del>7</del>	ENE C 4 0, 1 /2/20 T 0 / 1 (C II)	画の 前が以足で40℃であ。			
環t	表 6.2-87 環境都市像 環境都市像					
- X	「杜」と生き,「人」が活きる都・仙台					
			である。 たぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへー			
/\ n	17 17 1		だ,「界」「粣」「仲」の春りしを栄しむまりへ一			
分割	<b>宁</b> 万、	の環境都市像				
-		「低炭素都市」仙台 	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市			
	え	一性能の高い設備を備えた。 っている。 ・地下鉄やバスの活用により, などの次世代自動車の普及を ・森林や緑が二酸化炭素の吸	電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギ長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市とな自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車が進み、まちの空気が澄んでいる。 は、固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、工作技術的に有効利用されている。など			
		「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に,また循環的に利活用されている都市			
	・日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用 どが生活の中に定着している。 ・事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売 どの各段階で資源が有効に活用されている。 ・生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが近でいる。など					
		「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市			
	・山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐくまれている。 ・市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや 自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになって いる。 ・森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など					
	「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市					
-	例えば	の質を支えている。 ・すがすがしい空気, 心安らく 感で感じることができる。	子な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活 ・鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五 切にする価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生さ			

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 〔改定版〕)」(平成 28 年 3 月 仙台市)

の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など

れ、身近にふれあうことができる。

・青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋,地域の人に愛されるまち並み,憩いと交流

「杜の都環境プラン」では、表 6.2-88 及び図 6.2-31 に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。本計画地は郊外に該当する。

#### 表 6.2-88 都市の将来イメージ

#### 都市全体の将来イメージ

山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢,市域のおよそ6割を占める豊かな森林と,広瀬川,名取川,七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され,自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた,自然と共生した都市が構築された状態になっています。また,機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに,市街地の緑は厚みを増し,遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど,「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。

## 地区別の将来イメージ

#### 市街地の姿

鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。

また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。

いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。

#### 郊外部の姿

豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。

また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。

## 市街地と郊外部のつながり

自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。

また,生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ,生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに,市街地の緑地にも,より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020〔改定版〕)」(平成 28 年 3 月 仙台市)



出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 [改定版])」(平成 28 年 3 月 仙台市)

図 6.2-31 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 6.2-89 に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」などについて、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 6.2-89 環境施策の展開の方向

		衣 0.2-09
	目標	■平成32年度(2020年度)における温室効果ガス排出量を平成22年度(2010年度)比で0.8%以上削減します。
1. 低炭素都市づくり	施策	<ul><li>・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる</li><li>・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める</li><li>・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</li><li>・気候変動によるリスクに備える</li><li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる</li></ul>
2. 資源循環 都市づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの量を 305,000t以下とします。
相かけ、 フノウ	施策	<ul><li>・資源を大事に使う</li><li>・資源のリサイクルを進める</li><li>・廃棄物の適正な処理を進める</li></ul>
3. 自然共生	目標	<ul><li>■平成32年度(2020年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について,現在の水準を維持・向上させます。</li><li>■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。</li><li>■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させます。</li></ul>
都市づくり	施策	・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境 都市づくり	目標	<ul> <li>■大気や水,土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値 0.04ppm)について,非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。</li> <li>■平成32年度(2020年度)における市民の「環境に関する満足度」について,「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</li> </ul>
	施策	・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における,日常生活における環境配慮行動について,「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
支える仕組み づくり・人づくり	施策	・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020〔改定版〕)」(平成 28 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する東部田園地域の指針は、表 6.2-90に示すとおりである。

## 表 6.2-90 土地利用における環境配慮の指針

## 基本的考え方

本地域にまとまりを持って保全されてきた農地は、本市の特色であり、保水や地下水の涵養、太平洋から本地域を抜ける海風の流入など市街地の環境を支える基盤としても重要です。また、生物多様性の観点からも、農地は独自の生態系を構成するなど重要な価値を持っています。比較的開発需要が高い地域でもありますが、食料生産の面も含め都市の持続可能性の基礎となる重要な地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれます。

# 環境配慮の指針

- (1) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。
- (2) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め,地域内での循環に努める。
- (3) 環境にやさしい農業(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減)等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。
- (4) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。
- (5) 澄んだ空気, 清らかな水, 静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち, 広大な田園, 居久根に代表されるような, 地域に根ざした原風景の保全に努める。
- (6) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。
- (7) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO 等の積極的な参加や自発的な活動を促し、 個性ある地域づくりに努める。

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 [改定版])」(平成28年3月 仙台市)

東部田園地域

また,「杜の都環境プラン」においては, 開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため, 表 6.2-91 に示すように企画段階, 計画段階, 実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

#### 表 6.2-91 開発事業等における段階別の配慮の指針

#### 基本的考え方

事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。

#### 環境配慮の指針

- (1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。
- (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。
- (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。
- (4) 道路,公共交通,上下水道等の社会資本が整備されている地域において,その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。
- (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など,面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。
- (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬,リサイクルや処分が図られる立地を検討する。
- (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。

#### 基本的考え方

施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として, 環境負荷をあらかじめ予測し, その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。

#### 環境配慮の指針

- (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。
- (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。
- (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。
- (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。
- (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とする よう努める。
- (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。
- (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。
- (8) 歩行者の動線確保や歩車分離, 待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。
- (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。
- (10) 適度なゆとりのある空間,安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。
- (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう,電波障害,日照障害,低周波音の発生等の防止に努める。
- (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。

#### 基本的考え方

施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに,その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。

# 環境配慮の指針

- (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。
- (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。
- (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。
- (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。
- (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020 [改定版])|(平成 28 年 3 月 仙台市)

企

画

施

段

階

낈

降

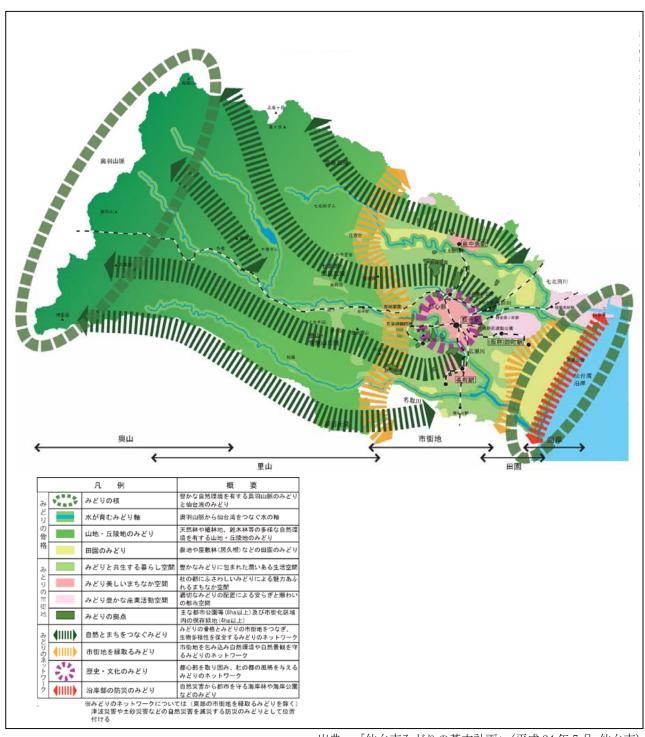
#### 仙台市みどりの基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」 のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取 組を実施するにあたって、方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から 10 年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成 24 年 7 月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 6.2-32 に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。



出典:「仙台市みどりの基本計画」(平成24年7月 仙台市)

図 6.2-32 「百年の杜」の将来像

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 6.2-92 に示すとおり、みどりの質(機能)に着目した5つの基本方針と、それらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として、民間施設の緑化推進があげられている。

表 6.2-92 基本方針と重点プロジェクト

基本方針		百年の杜づくり
	· <del>-</del> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	プロジェクト
1 安全・安心の まちづくり	自然災害から市民の安全を守るみどりを育む i)自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii)災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実	1 みどりによる津波防災 プロジェクト
地震や津波などの自 然災害から市民の安全 を守るとともに,災害時 においても多様な機能 を発揮する空間を確保 します	iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立	東日本大震災で被害を受けた東 部地域のみどりについて津波防災 機能を向上させ,復興のシンボルと して再生を目指します。
2 自然環境の 保全・再生	都市を支えるみどりの骨格を守り , 育む i ) 奥羽山脈や丘陵地の森林,海岸の保全・再生	2 みどりの骨格充実 プロジェクト
奥羽山脈からの仙台湾, それらをつなぐ河川 や丘陵地などのみどり の骨格を守り育みます	ii)名取川,広瀬川,七北田川の保全 iii)農用地やため池の保全・再生 iv)市街地を縁取るみどりの保全 都市のみどりをつなぎ,豊かな生態系を育む i)市街地の樹林地の保全 ii)生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii)生物多様性に配慮した緑化の推進 iv)生命を育むみどりのネットワークの形成 都市のみどりを循環させる i)みどりの有効活用	適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により,生態系ネットワークの形成を進めます。
 	ii)環境負荷の小さい資材の活用 市民ニーズに対応した多様な公園をつくる	
3 主点環境の向上 より親しみやすく,より快適に,みどりの質を 高めます	i)都市公園の整備推進 ii)市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii)公園緑地の管理運営の充実 快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす i)公共施設の緑化推進 ii)民間施設の緑化推進 ii)住宅地の緑化推進 iii)住宅地の緑化推進	プロジェクト 公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。 4 魅力ある公園づくり プロジェクト 市民ニーズに応じた公園整備と 管理運営を進めます。
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい 魅力あるみどり豊かな 都市空間をつくります	<b>杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる</b> i)みどりがあふれ,にぎわいのある杜の都の顔づくり ii)広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii)風格ある杜の都の景観づくり 歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り,育てる i)歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii)杜の都の原風景を残す屋敷林(居久根),	5 みどりの地域資源活用 プロジェクト 歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を 保全・活用するとともに、これらみ どりの地域資源の魅力を広く発信 します。
	社寺林の保全と活用 iii)歴史を刻む名木,古木などの保存と活用	6 「百年の杜」 シンボルエリア形成 プロジェクト 中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、 「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。
5 市民協働の推進 市民,市民活動団体, 事業者の主体的なみど りのまちづくりを応援 します。	みどりを守り、育む活動を支える i)緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii)公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii)みどりの団体やみどりの人材の育成 iv)みどりのまちづくりの推進体制の強化 みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む 意識を高める i)みどりのイベントの充実と開催支援 ii)みどりの広報活動の充実	7 市民主体の みどりのまちづくり プロジェクト みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が 主体となる活動の支援を行います。
	ii)みどりの広報店動の元美 iii)みどりの顕彰制度の充実 iv)みどりと人とのふれあいの場の充実	

出典:「仙台市みどりの基本計画」(平成24年7月 仙台市)

#### 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020

仙台市地球温暖化対策推進計画は、平成7年に策定し、平成14年に改定した計画が平成22年度末をもって計画期間満了を迎えることから、計画の改定作業を進めていたが、平成23年3月11日の東日本大震災の影響により計画の前提となる状況が大きく変化し、電気・ガス・ガソリン等のエネルギー供給の途絶、原子力発電所の事故に端を発した電力供給のあり方の問い直しなど、計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業を再開し、平成28年1月20日に仙台市環境審議会より仙台市長へ答申書が提出され、同年3月に計画が改定された。計画の概要を表6.2-93に示す。

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする本計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

表 6.2-93 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020 の概要

	表 6.2-93 仙台市地球温暖化划束推進計画 2016-2020 00 微安
温室効果ガスの 削減目標	2020 (平成 32) 年度における温室効果ガス排出量を基準年度である 2010 (平成 22) 年度比で 0.8%以   上削減
実施施策 (施策体系)	1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承  2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進  3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底  4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による 3R の推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用  5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減  6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり
重点 プロジェクト	(2) 低炭素型 7 7 7 9 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
市民	1. まずは知る ・排出量やエネルギー消費量を知る ・削減に向けた取り組み方法や効果の情報を知る 2. 可能なところから始めてみる ・冷暖房の効率的な利用(効率を上げる工夫を含む) ・冷蔵庫や照明等家電製品の節電や節水 ・電車・バスの積極的な利用,エコドライブ ・低炭素な商品や消費行動を選ぶ 3. 機会を捉えて効果アップ ・家族構成など生活環境に合った省エネ製品購入 ・新築(マンション購入)・改築の機会を捉えた住宅の低炭素化 ・低公害車や低燃費車の購入
指針事業者	<ul> <li>・低公善単や低燃費単の購入</li> <li>1. まずは知る</li> <li>・主要な設備の状況やエネルギー消費量の把握</li> <li>・効率的設備運用手段の情報入手</li> <li>・取り組み方法やその効果を共有</li> <li>2. 可能なところから始めてみる</li> <li>・事業活動を工夫</li> <li>・設備ごとの運用を改善</li> <li>・省エネ推進体制の整備(組織的な改善)</li> <li>3. 機会を捉えて効果アップ</li> <li>・計画的な機器更新</li> <li>・新築・改築時の省エネ機器導入</li> <li>・重油ボイラーから都市ガスボイラーへ更新(燃料転換)</li> </ul>
計画の推進	・重価ホイラーがら都市ガスホイラーへ更新(燃料転換) ・市民・事業者・行政の協働による推進 ・関連行政機関や教育研究機関・諸団体等との連携による推進 ・庁内の横断的連携による推進 ・進行状況の把握・評価及び公表 ・PDCA による推進

出典:「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」(平成 28 年 3 月)

# ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ(Bio-Tope 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 6.2-94 に示すとおりである。

表 6.2-94 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号		ビオトープ保全・復元・創造の基本方針
(1)	市街地において積極的 にビオトープを復元・創 造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り 広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトー プの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最 低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成される ことを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必 要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、 慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望まし い関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず,環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

出典:「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成10年5月 仙台市)

#### 仙台市「杜の都」景観計画(杜の都の風土を育む景観づくり)

「仙台市景観基本計画」(平成9年3月 仙台市)は、「杜の都の風土を育む景観条例」(平成7年3月 仙台市)第6条の景観基本計画として、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な方向を明らかにしたものである。

平成 16 年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成 21 年 3 月 17 日、景観法に基づく仙台市「杜の都」景観計画を策定し、7 月 1 日より施行されている。

都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。

計画地は、景観計画区域内の自然景観「田園地ゾーン」に位置している。「田園地ゾーン」は「仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン」とされている。景観特性に応じた景観形成の方針は、「広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る」、「田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る」、「遠景を望む眺望ポイントしての景観形成を図る」と定めている。

景観計画区域内の屋外広告物については、「看板、サインは、極端に派手な色彩の使用を避け、 建築物との一体化、集約化を工夫する。」、「幹線道路沿いに設ける屋外広告物は、交差点での過度 な設置を避け、街並みの美観を工夫する。」と定めている。 7. 環境影響評価項目の選定

# 7. 環境影響評価項目の選定

# 7.1. 環境影響評価要因の抽出

本事業に係るすべての行為のうち、環境への影響が想定される行為(以下、「環境影響要因」と示す)を、「工事による影響」、「存在による影響」及び「供用による影響」に分けて抽出した結果は、表 7.1-1に示すとおりとなる。

表 7.1-1 環境影響要因の抽出

	環境影響要因の区分	要因の 有無 <sup>※1</sup>	抽出の理由
	資材等の運搬	0	本事業により、工事中の資材等の運搬がある。
Ţ	重機の稼働	0	本事業により、工事中の重機の稼働がある。
工事に	盛土・掘削等	0	本事業により、盛土・掘削工事がある。
よる影響	建築物等の建築	0	本事業により、駅本屋・倉庫等の建築物の建築が予定される。
影響	工事に伴う排水	×	盛土・掘削等により発生する濁水以外の排水は想定されない。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
	改変後の地形	0	本事業により、地形及び農業用排水路の改変が発生する。
存在に	樹木伐採後の状態	×	水田に建設する計画であり、計画地内に樹木は存在しないため樹木の伐採はない。
による	改変後の河川・湖沼	×	計画地の北側に七北田川が位置するが、供用後における河川流等の変化が想定されないため抽出しない。
による影響	工作物等の出現	0	本事業により、駅本屋・倉庫・調整池等の出現が予定される。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
	鉄道等の走行	0	貨物ターミナル駅への鉄道の走行が想定される。
	施設の稼働	0	施設の空調等の稼働が想定される。
供供	重機等の稼働	0	積荷を運搬するフォークリフト等の重機等の稼働が想 定される。
用に上	人の居住・利用	×	「人の居住・利用」は,「施設の稼働」としているため, 抽出しない。
よる影響	有害物質の使用	×	有害物質を排出する設備の立地は予定していない。
影響	農薬・肥料の使用	×	本事業は貨物ターミナル駅の設置であり、供用後に多 量の農薬・肥料の使用は想定されない。
	資材・製品・人等の運搬・輸送	0	本事業は貨物ターミナル駅の設置であり、供用後の資材・製品・人等の運搬、輸送が想定される。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。

注)「要因の有無」欄は,○:有,×:無を示す。

# 7.2. 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定

「仙台市環境影響評価技術指針」(平成 11 年 4 月 13 日 仙台市告示第 189 号)を参考に、本事業に係る環境影響要因と、それにより影響を受けることが想定される環境の要素(以下、「環境影響要素」という)の関係を整理し、本事業の内容、地域の特性等を勘案して影響の程度を検討した上で、環境影響評価の項目(以下、「評価項目」という)を選定した。抽出した選定項目は表 7.2-1に、選定項目について選定した理由及び選定しなかった理由は表 7.2-2~表 7.2-5に示すとおりである。

なお、環境保全措置等により影響が軽微である等の理由から調査、予測及び評価を簡易的に行う項目については簡略化項目とし、影響が軽微である等の理由から調査、予測及び評価は行わず環境配慮によって対応する項目については配慮項目として整理した。

表 7.2-1 環境影響評価項目の選定

表 7.2-1 環 環境影響要因の区分							・ i 四 よる よる よ		4 V)	D選足 					供用による影響							
		次					7												盗	7		
				資材等の運搬	重機の稼働	盛土・掘削等	建築物等の建築	工事に伴う排水	その他	改変後の地形	樹木伐採後の状態	改変後の河川・湖沼	工作物等の出現	その他	鉄道等の走行	施設の稼働	重機等の稼働	人の居住・利用	有害物質の使用	農薬・肥料の使用	資材・製品・人等の運搬・輪	その他
  環境影響要素の区分	•																				輸送	
環境の自然的構成		大気質	二酸化窒素	0	0										0		0				0	
要素の良好な状態 の保持を旨として			二酸化いおう																			
調査,予測及び評			浮遊粒子状物質 粉じん	0	0	*									0		0				0	<u> </u>
価されるべき項目			有害物質			**																
			その他																			
		騒音	騒音	0	0										0	0	0				0	<u> </u>
		振動	振動	0	0										0	*	0				0	<del>                                     </del>
		低周波音 悪臭	低周波音 悪臭																			
		その他							L					L								
	水環境	水質	水の汚れ													*						
			水の濁り			0																-
			富栄養化 溶存酸素																		$\vdash$	-
			有害物質																			
			水温																			
			その他																		$\bigsqcup$	<u> </u>
		底質 はてんぶか	底質													\ <b>*</b> /					<u> </u>	<u> </u>
		地下水汚染水象	地下水汚染 水源													*					$\vdash$	<u> </u>
		/\s	河川流・湖沼																			
			地下水・湧水			0				0												
			海域																		<u> </u>	
		その他	水辺環境 水循環										^								$\vdash$	<del>                                     </del>
	土壌環境	地形・地質	現況地形							0			Δ									
	11 30 90 90	70,0	注目すべき地形																			
			土地の安定性							0												
		地盤沈下	地盤沈下			0				0						\*/					<u> </u>	<u> </u>
		土壌汚染	土壌汚染			*										*					$\vdash$	-
	その他の	電波障害	電波障害																		Н	
	環境	日照阻害	日照阻害																			
		風害	風害																		$\Box$	$\perp$
生物の多様性の確	植物	その他	お物わびショナッキチ				<u> </u>	<u> </u>							<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	$\vdash$	<u> </u>
保及び自然的環境	11旦17月		植物相及び注目すべき種植生及び注目すべき群落			0				0			0									
の体系的保全を旨 として調査,予測			樹木・樹林地等			Ľ				Ľ			Ĺ									
及び評価されるべ			森林等の環境保全機能																		$ldsymbol{\square}$	$\perp$
き項目	動物		動物相及び注目すべき種		0	0	-	-		0			0		-	-				-		-
	生態系		注目すべき生息地 地域を特徴づける生態系		0	0				0			0		<del>                                     </del>						Н	
人と自然との豊か	景観		自然的景観資源							Ŭ												
な触れ合いの確保 及び歴史的, 文化的	21 N/U		文化的景観資源																			
所産への配慮を旨	<b>卢加</b> 1 ~ "	hla Arracit	眺望	_						0			0		<u> </u>						_	<u> </u>
として予測及び評価されるべき項目	自然とのf 文化財	吐れ合いの場	自然との触れ合いの場 指定文化財	0		-	-	-					-			-				-	0	<del>                                     </del>
価されるべき項目 環境への負荷の少	<u> </u>		廃棄物			0	0									0					$\vdash$	<u> </u>
ない持続的な発展	ODDE IN A		残土			ō																
が可能な都市の構築及び地球環境保			水利用													0						
全への貢献を旨と		is - kh	その他												Ļ	_						<u> </u>
して予測及び評価 されるべき項目	温室効果を	リス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス	0	0										0	0	0				0	-
C40001101110111111111111111111111111111			オゾン層破壊物質																			
			熱帯材使用				*															
			その他																			
注)〇:選定項目	△:簡略	/LTE D V	: 配慮項目を示す																			

注)○:選定項目 △:簡略化項目 ※:配慮項目を示す

表 7.2-2 環境影響評価項目の選定結果まとめ(1/4)

		項目の選定結果まとめ(1/4) 			
步	環境影響要素	選定		環境影響要因	選定/非選定の理由
			工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行,建設重機の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
	二酸化窒素	0		・鉄道等の走行	ディーゼル機関車の走行に伴う排出ガスによる影響が考え られる。
			供用	・重機等の稼働	フォークリフト等の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
				・資材・製品・人等の 運搬・輸送	通勤,業務関連交通の走行に伴う排出ガスによる影響が考え られる。
	二酸化いおう	_			大規模なボイラー等燃焼施設の設置は予定していないこと から,排出ガスによる影響はないと考えられる。
大気質			工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行,建設重機の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
質	浮遊粒子状	0		・鉄道等の走行	ディーゼル機関車の走行に伴う排出ガスによる影響が考え られる。
	物質		供用	・重機等の稼働	フォークリフト等の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられる。
				・資材・製品・人等の 運搬・輸送	通勤,業務関連交通の走行に伴う排出ガスによる影響が考え られる。
	粉じん	*	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削工事において,一時的な強風による巻き上げにより粉じんの発生が予想されるものの,散水等による粉じんの発生・飛散に対する環境保全措置を行うことから,配慮項目として選定する。
	有害物質	_		_	有害物質を排出する重機の稼働,設備・施設の計画はないため,影響はないと考えられる。
			工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行,建設重機の稼働に伴う建設作業騒音による影響が考えられる。
				・鉄道等の走行	機関車の走行に伴う騒音による影響が考えられる。
騒音	騒音	0		・施設の稼働	空調等の屋外設備機器の騒音の影響が考えられる。
Ħ	72 H		供用	・重機等の稼働	フォークリフト等の稼働及び積替え作業等に伴う騒音による影響が考えられる。
				・資材・製品・人等の運搬・輸送	通勤,業務関連交通の走行に伴う道路交通騒音による影響が 考えられる。
			工事	<ul><li>・資材等の運搬</li><li>・重機の稼働</li></ul>	工事用車両の走行,建設重機の稼働に伴う建設作業振動による影響が考えられる。
let.			供用	<ul><li>・鉄道等の走行</li><li>・重機等の稼働</li></ul>	機関車の走行及びフォークリフト等の稼働及び積替え作業等に伴う振動による影響が考えられる。
振動	振動	*	供用	・施設の稼働	供用後における空調等の屋外設備機器からの振動の発生が 考えられるが,必要に応じて免振装置等を設置し、振動の影響を低減させることにしていることから,配慮項目として選 定する。
		0	供用	・資材・製品・人等の 運搬・輸送	通勤,業務関連交通の走行に伴う道路交通振動による影響が 考えられる。
低周波音	低周波音	_		_	工事中に発破工事や周囲に影響を及ぼすような低周波音を 発生する重機の使用は予定していない。また,供用後に駅内 を高速で列車が走行することはなく,低周波音を発生させる ような施設等の立地は予定されないため,影響はないと考え られる。
悪臭	悪臭	_		_	工事中に周辺環境に影響が生じるほどの悪臭を発生させる 重機の稼働,設備の使用は予定していない。また,供用後に 悪臭を発生させるような施設等の立地は予定されないため, 影響はないと考えられる。

注)「選定」欄は,【○:評価項目として選定した項目,△:簡略化項目として選定した項目,※:配慮項目として選定した項目,一:選定しない項目】を示す。

表 7.2-3 環境影響評価項目の選定結果まとめ(2/4)

	表 7.2-3 境境影響評価項目の選定結果まとの(2/4) 								
玗	環境影響要素	選定		環境影響要因	選定/非選定の理由				
	水の汚れ	*	供用	・施設の稼働	供用後に、コンテナの洗浄に伴う排水が発生するが、下水道(分流)に排水する予定であることから、配慮項目として選定する。				
水	水の濁り	0	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削に伴う裸地の出現に伴い,降雨による用水路への濁水の流入が想定され,影響が考えられる。				
質	富栄養化,溶存 酸素,水温	l		_	計画地の生活排水は、下水道(分流)に接続される予定であり、 影響はないと考えられる。				
	有害物質	_		_	有害物質を排出する工事や設備は予定されないため、影響はないと考えられる。				
底質	底質	l		_	有害物質を排出する工事や設備は予定されないため、影響はないと考えられる。				
汚地下水	地下水汚染	*	供用	・施設の稼働	フォークリフト用の給油設備を設置するが、漏れた油の流出防止措置として排水溝を設置することから、配慮項目として選定した。				
	水源,河川流·湖沼,海域·水辺環境	_		_	計画地の北側に七北田川が位置するが、水源及び河川流等に影響を及ぼす工事や施設の稼働はないことから、影響はないと考えられる。				
水象		0	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削により、地下水に影響を及ぼす可能性があると考えられる。				
	地下水・湧水	)	存在	・ 改変後の地形	地形の改変等により、計画地内及び周辺の地下水の状況の変化 が考えられる。				
その他	水循環	Δ	存在	・工作物等の出現	工作物等の出現により、地表面被覆が変化するが、浸透性舗装の設置等により適切に配慮することから、簡略化項目として選定する。				
	現況地形	0	存在	・改変後の地形	地形の改変により、現況地形及び農業用排水路が改変される。				
地形・地	注目すべき地形			-	計画地の西側約 200m に長町-利府線が存在するものの,本事業による地形の改変は地表面を計画していることから,長町-利府線を含めて周辺の注目すべき地形に及ぼす影響はないと考えられる。				
地質	土地の安定性	0	存在	・改変後の地形	本事業は貨物ターミナル駅を建設するものであり、改変後の地 形に関し、安全性の確保の観点から、土地の安定性への影響に ついて把握する必要があると考えられる。				
地盤	地盤沈下	0	工事	・盛土・掘削等	計画地周辺は軟弱地盤であることから、工事中の盛土により、地盤の圧密沈下による影響が考えられる。				
沈下	地盤化下	O	存在	・改変後の地形	計画地周辺は軟弱地盤であることから、盛土による地形の改変により、地盤の圧密沈下による影響が考えられる。				
土壤汚染	土壌汚染	*	工事	・盛土・掘削等	本事業での有害物質等の使用はない。盛土材は計画地外から搬入するが、汚染土壌の搬入を行わない。また、現時点では計画地内において土壌汚染は確認されていないが、本事業を実施するにあたっては、資料調査により事前に地歴を確認するなど、土壌汚染対策法に基づいた適切な対応をすることから、配慮項目として選定する。				
			供用・施設の稼働		フォークリフト用の給油設備を設置するが、漏れた油の流出防止措置として排水溝を設置することから、配慮項目として選定した。。				
障電 害波	電波障害	_		_	電波障害が生じるような大規模な建築物の立地は予定されないため、影響はないと考えられる。				
阻日害照	日照阻害	_		_	日照阻害が生じるような大規模な建築物の立地は予定されないため、影響はないと考えられる。				
風害	風害	_		_	風害が生じるような大規模な建築物の立地は予定されないた め、影響はないと考えられる。				

注)「選定」欄は,【〇:評価項目として選定した項目, $\triangle$ :簡略化項目として選定した項目,%:配慮項目として選定した項目,-:選定しない項目】を示す。

表 7.2-4 環境影響評価項目の選定結果まとめ(3/4)

Ĩ	環境影響要素		環境影響要因		選定/非選定の理由
	植物相及び		工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削に伴う植物相及び注目すべき種への影響が考えられる。
	注目すべき種	0	存在 ・改変後の地形 ・工作物等の出現		改変後の地形及び工作物等の出現に伴う植物相及び注目すべき 種への影響が考えられる。
植	植生及び	)	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削に伴う植生及び注目すべき群落への影響が考えられる。
物	注目すべき群落	0	存在	・改変後の地形 ・工作物等の出現	改変後の地形及び工作物等の出現に伴う植生及び注目すべき群 落への影響が考えられる。
	樹木・樹林地等	_		_	計画地は、水田に位置し、樹木・樹林地等は存在しないことから、樹木・樹林地等への影響はないものと考えられる。
	森林等の 環境保全機能	_		_	計画地は、水田に位置し、樹木・樹林地等は存在しないことから、森林等への影響はないものと考えられる。
	動物相及び		工事	・重機の稼働 ・盛土・掘削等	重機の稼働及び盛土・掘削工事に伴う騒音、振動等により動物相及び注目すべき種に対する影響が考えられる。
動	注目すべき種	0	存在	<ul><li>・改変後の地形</li><li>・工作物等の出現</li></ul>	改変後の地形及び工作物等の出現に伴う動物相及び注目すべき種への影響が考えられる。
物	注目すべき生息地		工事	・重機の稼働 ・盛土・掘削等	重機の稼働及び盛土・掘削工事に伴う騒音、振動等により注 目すべき生息地に対する影響が考えられる。
		0	存在	<ul><li>・改変後の地形</li><li>・工作物等の出現</li></ul>	改変後の地形及び工作物の出現に伴う注目すべき生息地への 影響が考えられる。
生態系	地域を特徴づける生態系	(	工事	・重機の稼働 ・盛土・掘削等	重機の稼働及び盛土・掘削工事に伴う騒音,振動等により地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
系		0	存在	<ul><li>・改変後の地形</li><li>・工作物等の出現</li></ul>	改変後の地形及び工作物等の出現による地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
	自然的景観資源	_			計画地周辺には自然的景観資源及び文化的景観資源が存在するが、それらは計画地から離れていることから、影響はない
景観	文化的景観資源				と考えられる。
	眺望	0	存在	<ul><li>・改変後の地形</li><li>・工作物等の出現</li></ul>	改変後の地形及び工作物等の出現に伴う周辺の眺望の変化が 生じると考えられる。
触 和自 合然	自然との		工事・資材等の運搬		計画地近傍には、七北田川岩切緑地等、自然と触れ合いの場として利用されている箇所があり、資材等の運搬に伴う影響が考えられる。
いと のの 場	触れ合いの場	0	供用 ・資材・製品・人等の 運搬・輸送		計画地近傍には、七北田川岩切緑地等、自然と触れ合いの場として利用されている箇所があり、通勤、業務関連交通の走行に伴う影響が考えられる。
文化財	指定文化財	_		_	計画地には、指定文化財等、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、計画地周辺には、指定文化財等が存在するが、直接改変するものではないことから選定しないこととした。

注)「選定」欄は,【〇:評価項目として選定した項目, $\triangle$ :簡略化項目として選定した項目,%:配慮項目として選定した項目,-:選定しない項目】を示す。

表 7.2-5 環境影響評価項目の選定結果まとめ(4/4)

į	環境影響要素			環境影響要因	選定/非選定の理由					
	FX 75 H/m	0	工事	・盛土・掘削等 ・建築物等の建築	掘削工事に伴う建設廃棄物の発生が考えられる。また,建築物等の建築に伴う廃棄物の発生が考えられる。					
廃棄物等	廃棄物		供用	・施設の稼働	施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が 考えられる。					
物等	残土	0	工事	・盛土・掘削等	盛土・掘削工事に伴う残土の発生が考えられる。					
	水利用	0	供用	・施設の稼働	施設の稼働に伴う水利用が考えられる。					
			工事	<ul><li>・資材等の運搬</li><li>・重機の稼働</li></ul>	工事中における資材等の運搬及び重機の稼働に伴う二酸化炭素の発生が考えられる。					
温室効果ガ	二酸化炭素	0	供用	<ul><li>・鉄道等の走行</li><li>・施設の稼働</li><li>・重機等の稼働</li><li>・資材・製品・人等の 運搬・輸送</li></ul>	供用後における鉄道等の走行,施設の稼働及び業務関連交通等 の走行に伴う二酸化炭素の発生が考えられる。					
果ガス等	その他温室効果ガス	_		<del>-</del>	六ふっ化硫黄, 二酸化窒素などを発生する設備・機械の使用の 予定がないため, 影響はないと考えられる。					
守	オゾン層 破壊物質	_		_	フロン等のオゾン層破壊物質を使用する工事及び施設の稼働 は予定されないため、影響はないと考えられる。					
	熱帯材使用	*	工事	・建築物等の建築	熱帯材使用については、非木質の型枠を極力採用し、基礎工事や地下躯体工事においては、計画的に型枠を転用することに努めることから、配慮項目として選定する。					

注)「選定」欄は、【○:評価項目として選定した項目、△:簡略化項目として選定した項目、※:配慮項目として選定した項目、一:選定しない項目】を示す。